

平成29年度 市町村議会議員研修 [3日間コース] 「地方分権と自治体の行政改革」

月日	曜日	1時限 (9:25-10:35)	2時限 (10:50-12:00)	3時限 (13:00-14:10)	4時限 (14:25-15:35)	5時限 (15:50-17:00)	(敬称略) 課外 (17:00-)
10/30	月		11:00-12:00 受付 11:30- 昼食 12:30- 開講式・入寮 オリエンテーション	【講義】 地方行政をめぐる最近の動向 (13:00~15:15)  総務省自治行政局行政課長 吉川・浩民	【講義】 地方分権時代の中で地方自治 体に期待される役割 ～人口減少を見据えた取り組み～ (15:30~17:00) 内閣府地方分権改革推進室 参事官 岩間 浩	17:30- 交流会	
10/31	火	【演習】 地方分権時代の中で地方自治体に期待される 役割 ～人口減少を見据えた取り組み～ 内閣府地方分権改革推進室 参事官 岩間 浩		【講義】 イノベーションが起こる地域社 会創造を目指して ～求められる共創の場づくり～ (13:00~14:30) 長野県飯田市長 牧野光朗	【講義】 地方分権の展望 (14:45~17:20) 首都大学東京大学院社会科学研究所 教授 伊藤 正次		
11/1	水	【講義】 分権時代における地方議員のあり方  学習院大学法学部 教授 伊藤 修一郎		12:00-12:15 閉講、事務連絡			

◎日程は、都合により変更になる場合があります。

(平成29年9月28日現在)

研修担当：橋場、久保

# 受講証明書

団体名：高知県 高知市

所属・氏名：高知市議会 議員 寺内 憲資

研修名：平成29年度市町村議会議員研修 [3日間コース]  
「地方分権と自治体の行政改革」

期間：平成29年10月30日(月)～平成29年11月1日(水)

上記の研修を受講したことを証明します。

平成29年11月1日

全国市町村国際文化研修所  
学長 松崎 茂



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	②、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 書

高知市議会議員 様  
寺内憲資

金額 9,850 円

但し、

平成29年度市町村議会議員研修[3日間コース]の  
「地方分権と自治体の行政改革」

研修に要する経費

として上記の金額を領収いたしました。

平成29年10月19日

公益財団法人全国市町村研修財団  
全国市町村国際文化研修所  
分任出納役 前田久永



領収書No. 546

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	2、 <u>研修費</u>	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

〈四銀〉キャッシュサービス  
**ご利用明細票**  
 毎度ご利用いただきありがとうございます。  
 ただいまのお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。

西 四 国 銀 行

お取引日 29-10-19 取扱店番 0081 00PO 3996  
 銀行番号 支店番号 口座番号

取引区分 お振込 お取引金額 ¥9,850  
 お取引後の残高  
 お支払可能残高

千円	百円	十円	円	角	分	厘
1	0	0	1	0	0	0

0 0 0 ¥486 ¥664

お受取人 滋賀銀行 唐崎支店 普通 461158  
 サイ)セ シンコクシチヨウソケンシユウサ イ  
 タン 様  
 ご依頼人 コウチシキ カイ テラウチ ノリヨシ 様  
 088-823-9400 11:19

※裏面の「ご案内」をご覧ください。

研修費 振込み手数料 486円

支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 18,500 / 円也
内 容	議員研修会場である滋賀県大津市への移動に際し、高速道路を利用して自家用車で移動しました。 また、研修終了後、高速道路を利用して尼崎市役所と徳島市役所に立ち寄りました。
支 払 先	本州四国連絡高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社
支 払 年 月 日	29年10月30日、11月1日、11月2日
理 由	<input type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(下記のとおり)  領収書に宛名がないため  ※ 参考資料、領収証書等があるときは、別紙に整理し添付してください。
上記のとおり支払いましたので証明願います。 会 派 名 代表者氏名 山根 堂宏 様 29年 11月 6日 依頼者氏名 寺内憲資	
上記のとおり支払ったことを証明します。 29年 11月 6日 会 派 名 公明党 代表者氏名 山根 堂宏	



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	②、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

ご利用ありがとうございます。

領 収 書

本州四国連絡高速道路株式会社

料金所では一旦停車してください。

料金所 早島本線

TEL 086-483-0010

17年10月30日、 車種  
 W本四割引 (本四) 普通  
 通行料金 ¥2,270-  
 外泊(本四) ¥2,270-  
 ETC 有効期限20年11月  
 会員番号

本書は利用証明書です。  
 取扱番号204-00160706-08775

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 京都東

TEL 075-581-0573

6月3日から近畿道・阪和道・西名阪道・  
 第二京阪等の高速道路料金が変わりました。  
 詳しくはWEBサイトをご覧ください。

17年10月30日10時33分  
 車種 普通

通行料金 ¥6,150-  
 (外泊)

-入口料金所- 高知  
 ETC 有効期限20年11月  
 会員番号 (支払 - 1回払い)

はじめませんか? ETC! 詳しくは  
[www.tokutoku-etc.jp](http://www.tokutoku-etc.jp)  
 西日本高速道路株式会社  
 大阪府大阪市北区堂島1-6-20  
 取扱番号205-04410507-00

高知市から研修先 滋賀県大津市までの  
 高速料金 8,420円

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	② 研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

No.5089  
利用明細書

2017年11月 1日 13:38  
 入口料金所 京都東  
 出口料金所 尼崎  
 車種 普通車  
 通行料金 ¥1800円  
**合計 ¥1800円**

研修先  
 研修先の滋賀県大津市  
 から視察先の尼崎市役  
 所への移動に要した  
 高速料金 1800円

No.5090  
利用明細書

2017年11月 1日 16:36  
 入口料金所 尼崎西入口  
 出口料金所 尼崎西入口  
 車種 普通車  
 通行料金 -----円  
**合計 1,190円**

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 須磨  
 TEL 078-732-6976  
 6月3日から近畿道・阪和道・西名阪道・  
 第二京阪等の高速道路料金が変わりました。  
 詳しくはWEBサイトをご覧ください。

17年11月 1日 17時18分  
 車種 普通  
 通行料金 ¥210  
 (ETC)

ETC 有効期限20年11月  
 会員番号 (支払 - 1回払い)  
 [REDACTED]  
 はじめませんか? ETC! 詳しくは  
[www.tokutoku-etc.jp](http://www.tokutoku-etc.jp)  
 西日本高速道路株式会社  
 大阪府大阪市北区堂島1-6-20  
 取扱番号 2810-02-00

尼崎西から須磨経由で  
 鳴門まで移動しました。  
 ETCを利用して高速道路を  
 使用したため、経由間の尼崎西  
 から須磨までの利用料金(1,190円)  
 の領収書が出せないとのことで  
 尼崎西料金所で事前に経由間  
 の料金1,190円の利用明細書  
 をもらいました。

ご利用ありがとうございます。

領 収 書

本州四国連絡高速道路株式会社  
 料金所では一旦停車してください。

料金所 鳴門  
 TEL 088-686-8930

17年11月 1日 車種  
 W本四割引 (本四) 普通  
 通行料金 ¥3,050-  
 ETC (本四) ¥3,050-  
 ETC 有効期限20年11月

会員番号 [REDACTED]  
 本書は利用証明書です。  
 取扱番号220-00261818-01545

尼崎市役所から視察先の徳島市役所  
 への移動に要した高速料金 4450円

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 高知  
 TEL 088-846-5153  
 17年11月 2日14時04分  
 車種 普通  
 通行料金 ¥3,830-  
 (九州)  
 -入口料金所- 徳島  
 ETC 有効期限20年11月  
 会員番号 (支払 - 1回払い)  
 ケータイから高速道路の交通情報をチェック  
<http://ihighway.jp>  
 西日本高速道路株式会社  
 大阪府大阪市北区堂島1-6-20  
 取扱番号211-00121209-00

視察先の徳島市役所から高知市  
 までの移動に要した高速料金  
 3,830円



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	2、研 修 費	3、要請・陳情活動費	4、会 議 費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人 件 費	9、事務諸費	

領 収 証

2017年度  
No. 163

寺内 憲資 様

										円
			¥	1	1	4	6	0		

うち消費税額

収入印紙  
貼付欄  
(要割印)

<input checked="" type="checkbox"/>	現 金
<input type="checkbox"/>	クレジット
<input type="checkbox"/>	デビット
<input type="checkbox"/>	その他 ( )

ただし 宿泊代として

上記のとおり領収しました。

2017 年 11 月 2 日

発行元

かんぼの宿 徳島  
徳島市八万町中津山3の70

領収日付印



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	②、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 書

No.00005  
2017年10月31日

寺内 憲資 様

(レシート番号 7909)

¥2,808-

(内 本体価格2,600円 消費税208円)

但し、代金として  
上記の金額正に領収いたしました。

収 入  
印 紙

添付欄

おみやげ代として

大津給食センター

2泊3日の議員研修終了後、尼崎市役所と徳島市役所を視察したため、両市役所への土産品は、研修場所の売店で購入しました。

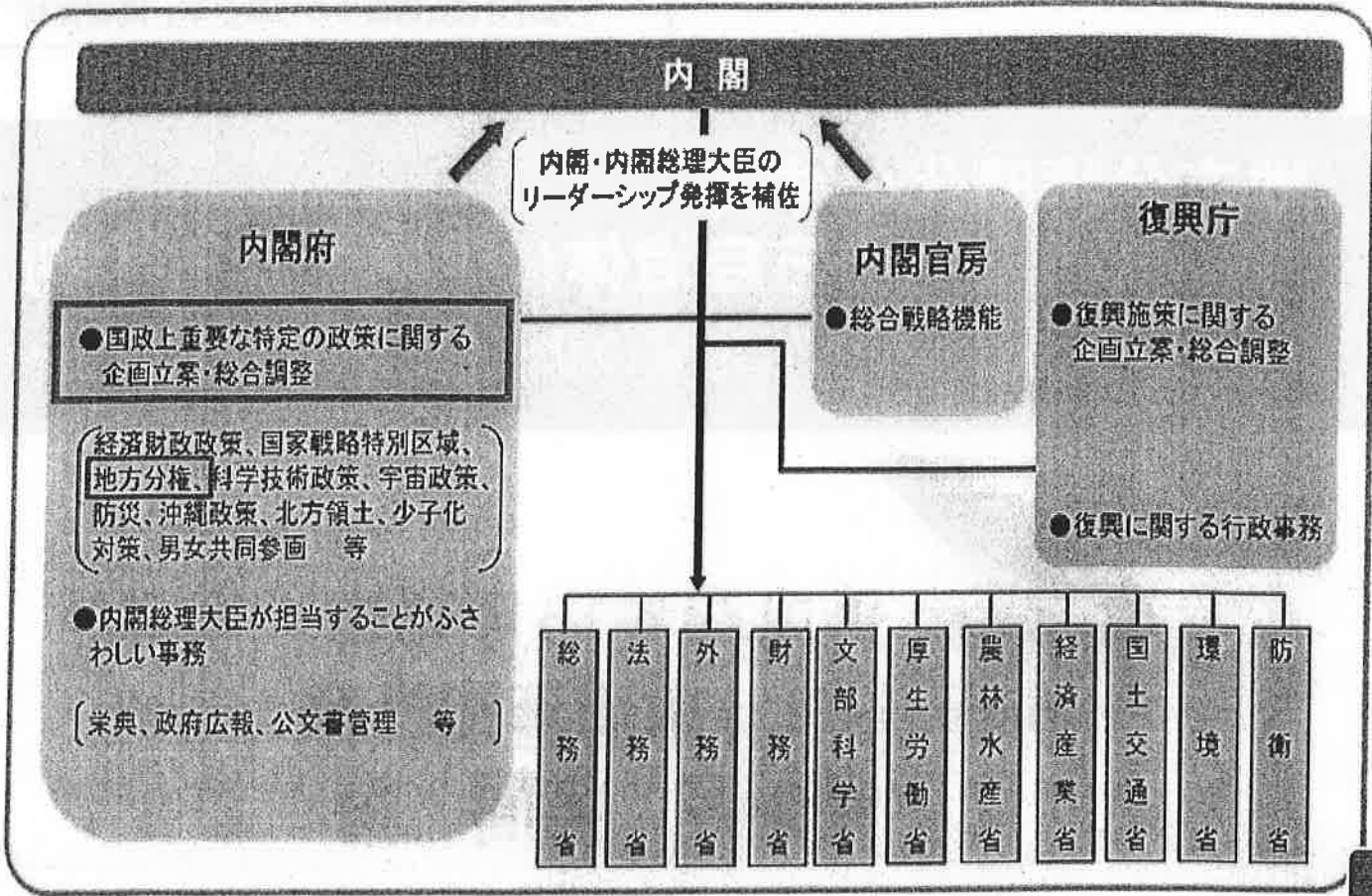
土産代 2,808円

**地方分権時代の中で  
地方自治体に期待される役割**  
～人口減少等を見据えた地域の諸課題の解決に向けて～



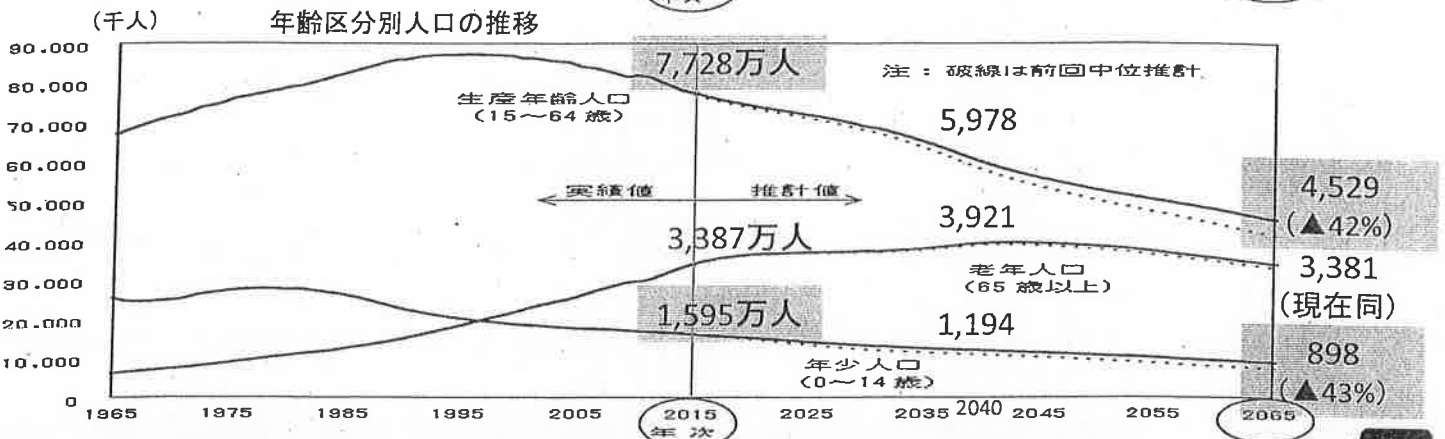
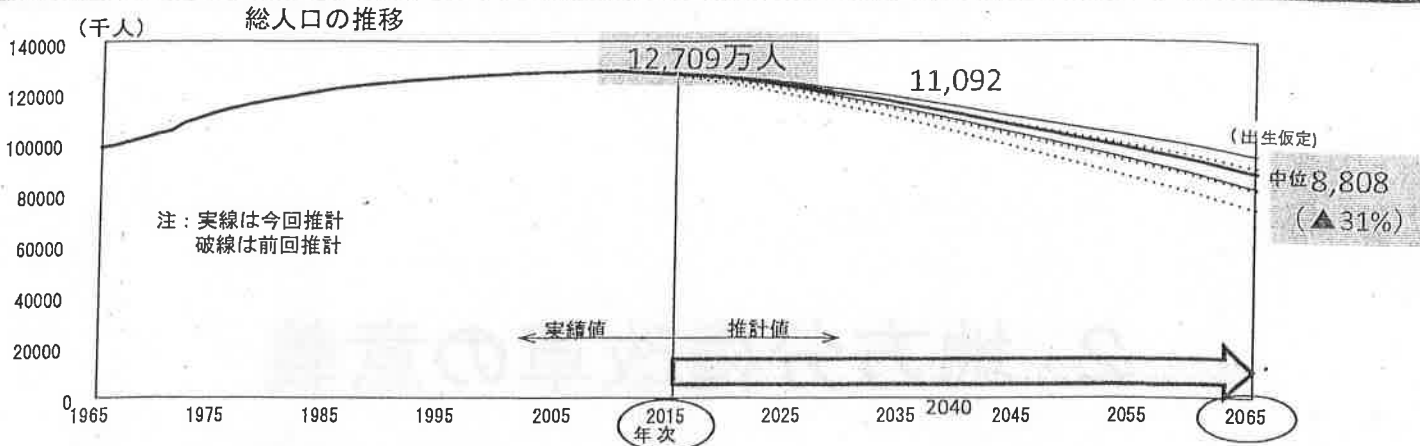
平成29年10月30日  
内閣府 地方分権改革推進室  
参事官 岩間 浩

0 本編への導入



## 1 人口減少による影響

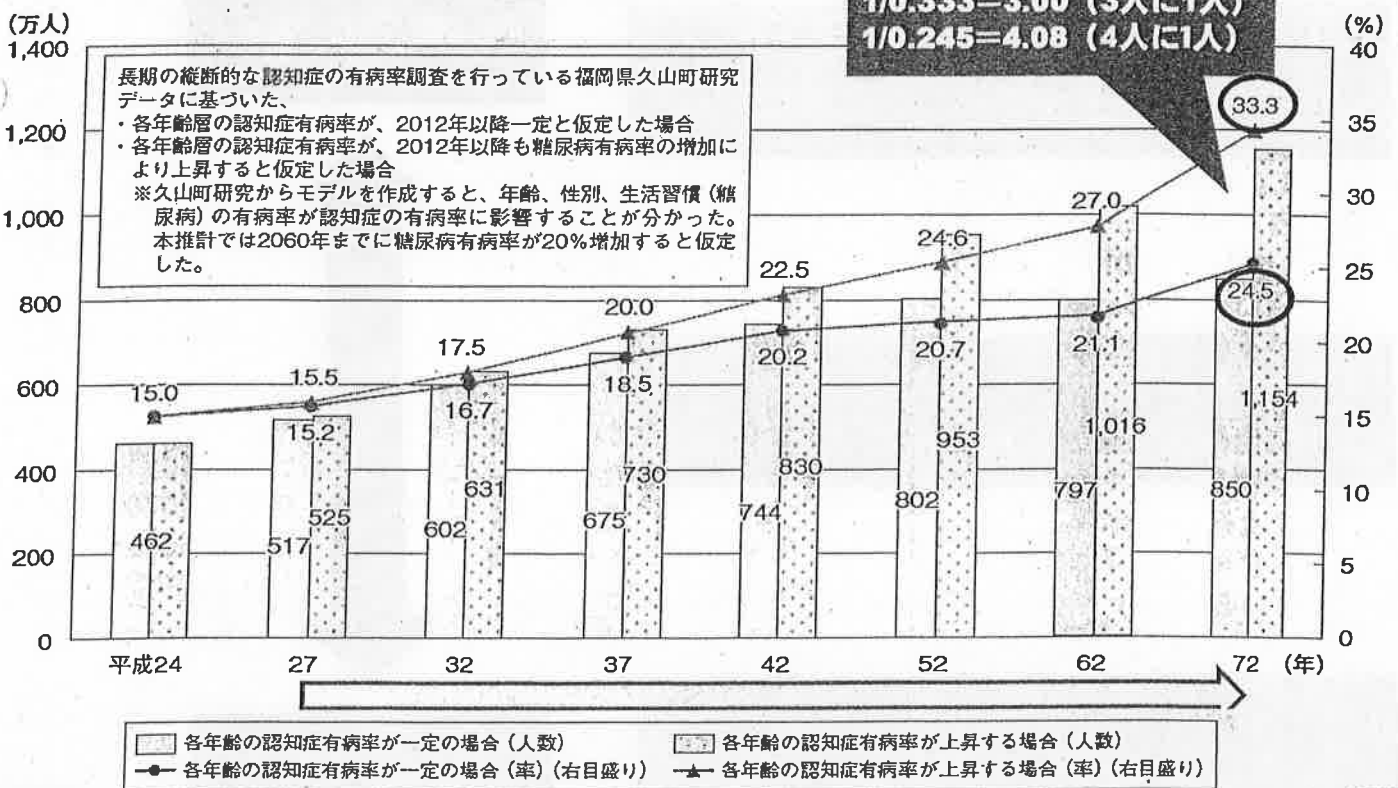
# 50年後は、働き手と子どもが現在の4割減となる事態に



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年推計)の図に数値等を追加

# 約50年後は、高齢者の3~4人に1人が認知症との推計も

65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率



資料：内閣府「高齢社会白書(平成29年版)」に数値等を追加

## 2 地方分権改革の意義

行政分野によって、担うべき主体が異なる

外交、防衛、国全体の施策

産業、環境

まちづくり、教育、福祉

住民から遠い



住民に近い

# 地方行政をめぐる最近の動向

平成29年10月

総務省自治行政局行政課長

吉川 浩民



# 及びガバナンスのあり方に関する答申」の概要

## I 地方行政体制のあり方

- ・人口減少社会の中で、市町村が、地域経営の主体として、人口減少対策を講じつつ、引き続き持続可能な形で行政サービスを提供する必要。
- ・人口減少社会において、行政コストが増大する一方で資源に限られる中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供するのではない。

### 1 広域連携等による行政サービスの提供

- ・平成26年の改正地方自治法により新たに設けられた連携協約等を活用し、地方圏や三大都市圏それぞれの特性に応じた方法により推進すべき。
- ・圏域内に、昼夜間人口比率が1以上の2つの中心の市が隣接している場合(複眼型)においては、連携中枢都市になり得る。
- ・一定規模の圏域内に、規模・能力が一定以上の都市が複数存在するような場合には、**連携中枢都市圏等以外の広域連携**があり得る。

### 2 外部資源の活用による行政サービスの提供

- ・従来の地方公共団体間の事務の共同処理の仕組みの他に、市町村業務について効率的に処理する方策として、外部資源を活用し、かつ、共同で行える仕組みを充実することも重要な選択肢の一つ。

・窓口業務のように、公権力の行使にわたるものを含めた包括的な業務について、地方独立行政法人の活用を制度上可能とすることも、**選択肢の一つ。地方独立行政法人を地方公共団体が共同で活用することも選択肢の一つとして考えられる。**

➡ 以上のような地方行政体制を確立することが、人口減少対策を的確に講じることにつながる。

## II ガバナンスのあり方

- ・地方公共団体は、人口減少社会において合意形成が困難な課題について解決することが期待されている。
- ・住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まる。
- 長、監査委員等、議会、住民が、役割分担の方向性を共有しながら、それぞれが有する強みを活かして事務の適正性を確保することが重要。

### 1 長

- ・**内部統制を制度化**すべき
- 全ての長に内部統制体制を整備及び運用する権限と責任があることを明確化。ただし、具体的手続きは団体の規模に配慮。

### 2 監査委員等

- ・監査の実効性や独立性・専門性の向上
- **地方公共団体共通の統一的な基準の策定や監査委員の研修を行うとともに、監査を支援する全国的な共同組織の構築等が必要。**

### 3 議会

- ・議会は議会としての監視機能を適切に発揮すべき
- **決算不認定の指摘事項に対する長の説明責任を果たす仕組み、議選監査委員設置の選択制の導入。**

### 4 住民

- ・住民がチェックできるよう、透明性を確保すべき
- ・ガバナンス全体の見直しとあわせて、**軽過失の場合の長等への責任追及のあり方の見直しや違法性等を確認する仕組みの創設、権利放棄の手続の整備等の住民訴訟制度等の見直し**をすべき。

➡ これらの見直しは、地方公共団体に対する住民からの信頼を向上させ、人口減少社会に的確に対応することにも資する。



# 地方自治法等の一部を改正する法律の概要 ①

地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、内部統制に関する方針の策定等、監査制度の充実強化、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等を行うとともに、地方独立行政法人について、その業務への窓口関連業務等の追加及び適正な業務を確保するための規定の整備を行う等の措置を講ずる。

## 1. 地方自治法等の一部改正

### ① 内部統制に関する方針の策定等

・ 都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備(その他の市町村長は努力義務)

・ 方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出

### ② 監査制度の充実強化

・ 監査委員が監査等を行うに当たっては、監査基準に従うこととし、監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定め、公表(監査基準の策定について、国が指針を示し必要な助言を実施)

・ そのほか、監査制度について以下の見直しを実施

・ 勧告制度の創設・議選監査委員の選任の義務付けの緩和<sup>(※)</sup>・監査専門委員の創設<sup>(※)</sup>  
・ 条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和<sup>(※)</sup>等

### ③ 決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備

- ・ 地方公共団体の長等は、決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表

### ④ 地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等

- ・ 条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能に（条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額は国が設定）
- ・ 議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に関する損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとするときは、監査委員からの意見を聴取

## 2. 地方独立行政法人法の一部改正

### ① 地方独立行政法人の業務への窓口関連業務等の追加

- ・ 地方独立行政法人の業務に「申請等関係事務の処理」（転入届、住民票の写しの交付請求の受理等）のいわゆる窓口関連業務）を追加

### ② 地方独立行政法人における適正な業務の確保

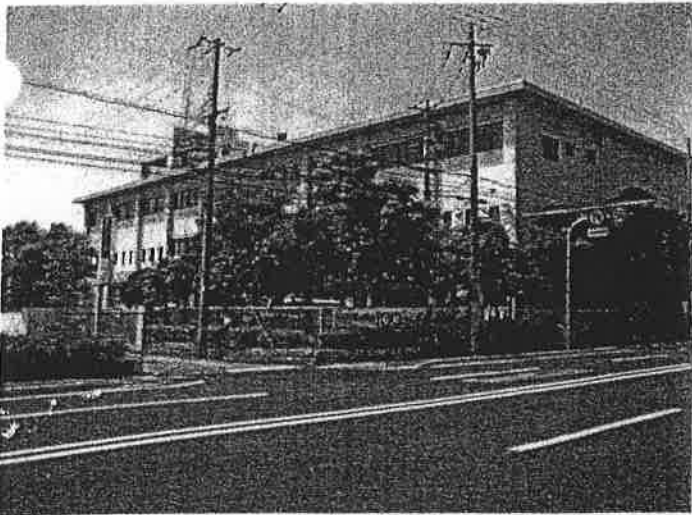
- ・ 地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項の業務方法書への記載の義務付け等を実施

### 3. 施行期日

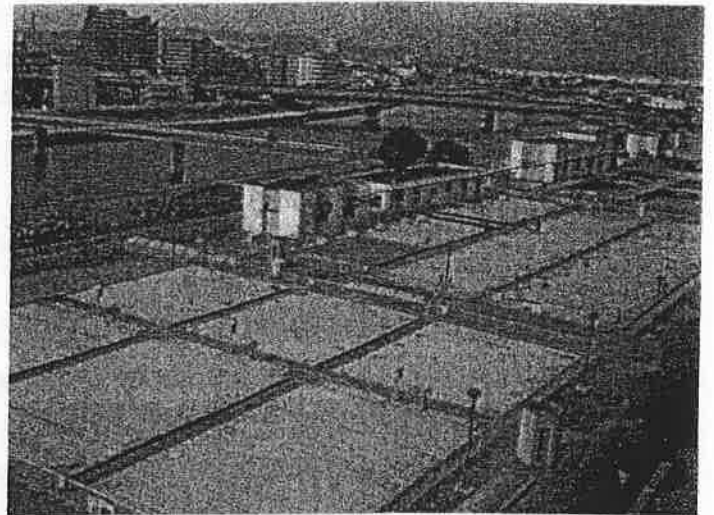
- ・ 1. は平成32年4月1日（②の一部及び③は平成30年4月1日）  
〔④は各地方公共団体が定める条例の施行の日以後の長や職員等の行為に基づく損害賠償責任について適用〕
- ・ 2. は平成30年4月1日（②の一部は平成32年4月1日）

平成28年版

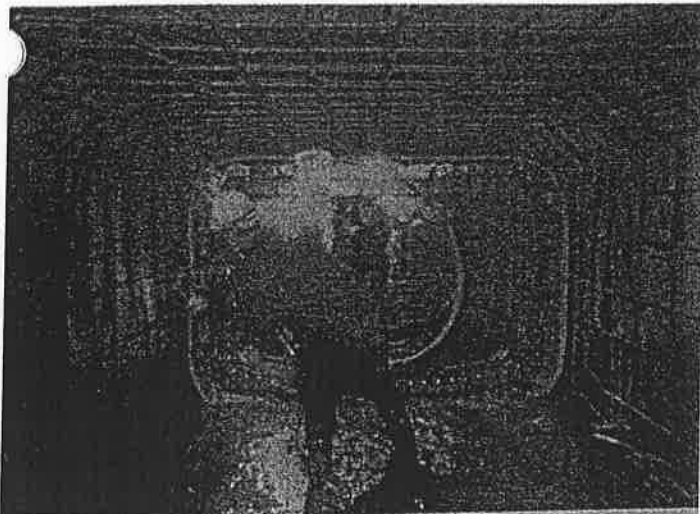
# 尼崎の下水道



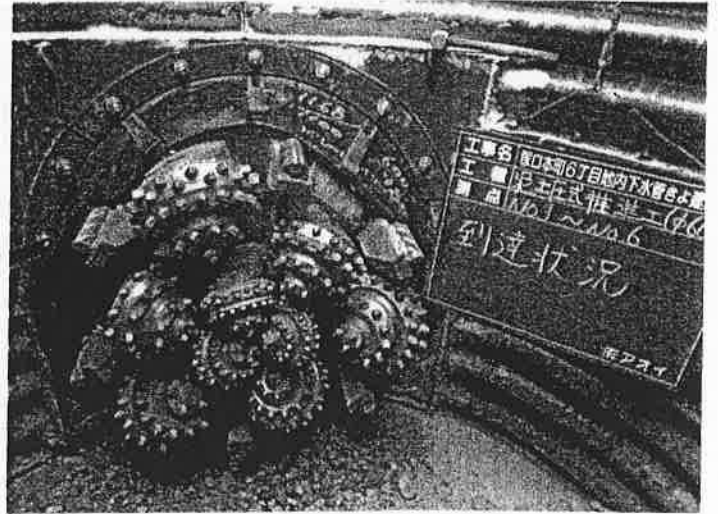
栗山中継ポンプ場



北部浄化センター



管きよ更生工事



末端増補管建設工事

工事名 阪口本町6丁目地内下水道管の  
工事 尼土株式会社工(1966)  
期 10/1~10/6  
到達状況  
在アス1

## 第2章 下水道の目的

### 1 下水道の役割

下水道法第1条によれば、「下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資する」とされており、基本的に下水道の役割は、人間の活動する空間において生じる汚水の排除・処理・処分とともに雨水の排除により、その快適空間を維持・改善することにある。

尼崎市で下水道建設に着手した当時、下水道の目的は雨水を速やかに排除すること、家庭や事業所から流される汚水を衛生的に処理すること、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与することにあった。しかし、昭和30年代後半から、海や川の水質汚濁が進み、大阪湾や市内河川が悪臭を放つ状態となり、社会問題となる中で、昭和45年の下水道法改正により新たに「公共用水域の水質保全」が下水道事業の目的に加えられ、下水道は生活環境整備機能と共に公共用水域の水質保全機能も併せ持つこととなった。また、近年の環境問題に対する意識の高まりの中で、より広い視野での環境政策を打ち出すために「公害の防止」を目的とする「公害対策基本法」が廃止され、新たに「環境基本法」が平成5年11月に制定されたが、環境の保全上の支障を防止するため、下水道施設の整備事業を推進すべき旨が明記されている。

現在、下水道の役割は多岐にわたっているが、尼崎市では次のとおり分類することができる。

#### (1) 雨水の排除（浸水対策）

下水道は河川、水路、溝きよと同じく雨水排除機能を有するので、下水道整備により、雨水が速やかに排除され浸水を未然に防止する機能を発揮する。

尼崎市では、昭和初期から南部臨海工業地帯に立地した工場の大部分が、必要な工業用水を地下水に依存したことにより、地盤沈下が誘発、促進されたが、特に戦後は産業経済の復活に伴い年間10cmを超えるものとなり、沈下地域も南部工業地域だけでなく市全域に及ぶようになった。

その後、地盤沈下対策として工業用水道の整備や、工業用地下水の汲み上げ規制が実施されたことにより、地盤沈下現象は現在ほとんど停止状態にあるが、それまでの沈下量の累積によって全市域の約30%にあたる1,700haは平均満潮位(0. P+2. 1m)以下となっており、降雨があっても自然排水は不可能な状況にある。(図表-6)このような本市の都市特性に起因する浸水を防除するため、公共下水道の整備と適正な管理が必要不可欠となっている。

#### (2) 生活環境の改善

尼崎市のし尿処理状況は、平成27年度末では99. 5%が公共下水道によって処理されており、0. 5%がバキュームカーまたは、し尿浄化槽によって処理されている。(図表-4)

汲み取り便所は不衛生であるばかりでなく、悪臭を伴い、汲み取り、運搬、処分の各段階で周囲に不快をもたらすなど欠点も多い。

また、し尿浄化槽も維持管理が不十分だと本来の機能を発揮できないばかりでなく、かえって悪臭を放ったり、川を汚す原因ともなる。下水道の整備によって便所が水洗化されると、し尿は下水管を通過して下水処理場に運ばれ衛生的に処理されるため、生活排水や工場排水が居住地周辺に停滞することなく速やかに排除され、地域の環境が向上する。

図表-4 し尿処理状況(平成28年3月31日現在)

処理内容	人口	割合
公共下水道によるもの	449,632人	99.5%
し尿浄化槽または収集処理によるもの	2,283人	0.5%

(水洗化済人口)

(3) 公共用水域の水質保全

公共下水道は、川や海の汚濁の原因となる汚水を収集し処理するので、公共用水域の水質保全に積極的な役割を果たすこととなる。

尼崎市の主要水域は、東西の市境に流れる神崎川と武庫川、市内部を流れる庄下川と蓬川、そしてこれらの各河川につながる尼崎港海域を含む大阪湾である。

このうち、武庫川を除く三河川は工場の立地や流域人口の増加による汚濁の進行が始まってから久しく、自浄作用が少なくヘドロが堆積するなど典型的な都市河川の様相をみせていたが、下水道整備の進捗等に伴い大幅な水質の改善がみられた。特に水質汚濁の著しかった庄下川は、現在ではフナやコイがみられるまでに水質改善が進み(図表-5)、平成12年には建設省主催の近代下水道100年記念事業において「甦る水100選」に選出された。

近年では、地球規模の環境問題がクローズアップされており、環境や都市づくりに対する市民要望が今後ますます高まるものと考えられるが、下水道の役割もそれらを受けて拡大していくものと思われる。例えば高度処理や合流式改善などによる環境への貢献や、処理水の再利用、熱利用、下水道施設の上部利用などによる都市づくりへの貢献などが求められるものと考えている。

図表-5 主要河川におけるBODの経年変化(年平均値) (単位: mg/l)

年度	庄下川 (尾浜大橋)	神崎川 (戸ノ内橋)	蓬川 (南豊池橋)	武庫川 (南武橋)
7年度	8.0	7.1	2.0	3.1
8年度	2.6	6.4	1.4	1.2
9年度	2.4	6.1	1.3	3.1
10年度	2.0	4.5	1.2	1.9
11年度	1.9	4.0	1.0	2.5
12年度	2.1	4.2	1.3	3.0
13年度	1.9	6.2	1.1	2.5
14年度	2.3	6.6	1.3	2.7
15年度	2.5	4.2	1.5	2.3
16年度	2.4	4.3	1.6	2.2
17年度	2.2	6.3	1.9	2.2
18年度	2.1	5.1	1.3	1.8
19年度	1.8	3.3	1.0	1.6
20年度	1.5	3.1	1.0	2.3
21年度	1.8	3.8	1.2	2.2
22年度	1.8	3.8	1.0	1.5
23年度	1.2	2.9	0.9	1.2
24年度	1.1	3.1	0.9	1.4
25年度	1.3	3.2	0.9	1.2
26年度	1.3	4.2	1.0	1.7
27年度	1.2	3.6	0.8	1.0

(参考)

魚の生存範囲水質	
3mg/l	アユ
5mg/l	フナ・コイ
10mg/l	ドジョウ
20mg/l	生息困難

(環境保全課資料より)

## 第12章 下水道の財政



### 1 下水道財政のしくみ

#### (1) 財政制度

尼崎市の下水道事業は一般会計から独立した会計を設け、地方公営企業法の一部適用事業として、独立採算の原則に基づき、企業会計方式により運営されている。

下水道は市街地における雨水及び汚水の排除、処理を行う都市の基幹的な施設であり、その役割も浸水の防除、便所の水洗化等生活環境の改善及び公共用水域の水質保全等多方面にわたっている。このため、下水道のサービスにはその便益が広く社会一般に及ぶ面と特定の個人に帰属する面との両面がある。従って、下水道の財政は国、地方公共団体及び使用者の適切な負担によって運営される必要がある。

#### (2) 建設財源

公共下水道の整備を促進するための建設事業に要する資金は国庫補助金、企業債、受益者負担金及び市費などにより賄われている。(図表-60)

図表-60 国庫補助率及び起債の充当率 (平成27年度末現在)

区分	充当率		国庫補助金	地方負担	
	補助	単独		国庫補助金	地方債充当率
公共下水道	管きよ等	補助	1/2	1/2	100%
		単独	1/3	2/3	100%
	終末処理施設	補助	5.5/10	10/10	100%
		単独	1/2	4.5/10	100%
流域下水道	管きよ等	補助	—	10/10	100%
		単独	1/2	1/2	100%
	終末処理施設	補助	—	10/10	100%
		補助	2/3	1/3	100%
		単独	1/2	1/2	100%
		単独	—	10/10	100%

図表-61 国庫補助採択基準 (合流式の公共下水道の主要な管きよ)

予定処理区域の面積 (ha)	口径 (mm)	下水排除面積 (ha)
500未満	400以上 (350以上)	0.6以上 (0.3以上)
500以上 1000未満	600以上 (450以上)	1.0以上 (0.4以上)
1000以上	600以上 (450以上)	1.5以上 (0.6以上)

( ) 内は平成20年度以降の基準

国庫補助金を除く建設事業資金の大部分については起債（長期資金の借入れ）により調達している。

これは、下水道の建設には巨額の資金を必要とすること及びその事業効果が長期にわたるため利用世代間の負担の公平を図る必要があること等の理由によるものである。

起債による資金の調達は、補助対象事業の場合、国庫補助金を除く事業費のおおむね95%、単独事業の場合は事業費の100%となっている。残余の分については、受益者負担金、内部留保資金等により賄われる。

なお、昭和60年度から継続して削減されてきた国庫補助率は、平成4年度までは暫定措置として昭和61年度に適用された補助率に復元されることとなったが、体系化、簡素化等の観点から、直轄事業については、2/3、補助事業については1/2を基本に恒久化されることとなり、平成5年度から適用されている。（図表-62）

図表-62 国庫補助率の推移

事業	対象	年度						
		S28~41	42~48	49~59	60	61	62~H2	3~27
公共 下水道	管きよ等							
	管きよ施設	1/3	4/10	6/10	5.5/10	1/2	1/2	1/2
	処理場							
	処理施設 用地等	1/3	4/10	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
		1/3	4/10	6/10	5.5/10	1/2	1/2	1/2

事業	対象	年度								
		S40~41	42	43~48	49~59	60	61	62~H2	3~4	5~27
流域 下水道	管きよ等									
	管きよ施設	1/3	4/10	1/2	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10	1/2
	処理場									
	処理施設 用地等	1/3	4/10	1/2	3/4	2/3	6/10	5.75/10	6/10	2/3
		1/3	4/10	1/2	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10	1/2

(3) 下水道事業受益者負担金

① 制度概要

受益者負担金とは、都市計画法第75条に基づき、公共下水道を整備する際に、これに係る事業費用の一部を下水道の整備によって利益を受ける方（土地の所有者等）に負担金として徴収するもので、1度限りの負担としている。

受益者負担金制度は、市内全域の下水道整備を早期に図るため、また、下水道建設の財源の確保の目的から、昭和33年度に導入された。

なお、受益とは、下水道整備によってもたらされる土地の利便性・環境改善による資産価値の向上のことを指している。

I 根拠法令

都市計画法第75条第1項

II 省令公布年月日

昭和33年2月20日 尼崎市都市計画下水道事業受益者負担に関する省令

Ⅲ 条例公布年月日

昭和46年3月30日 尼崎市都市計画下水道事業受益者負担金条例(省令廃止)

昭和52年3月31日 尼崎市都市計画下水道事業受益者負担金の徴収に関する条例(新事業区域)

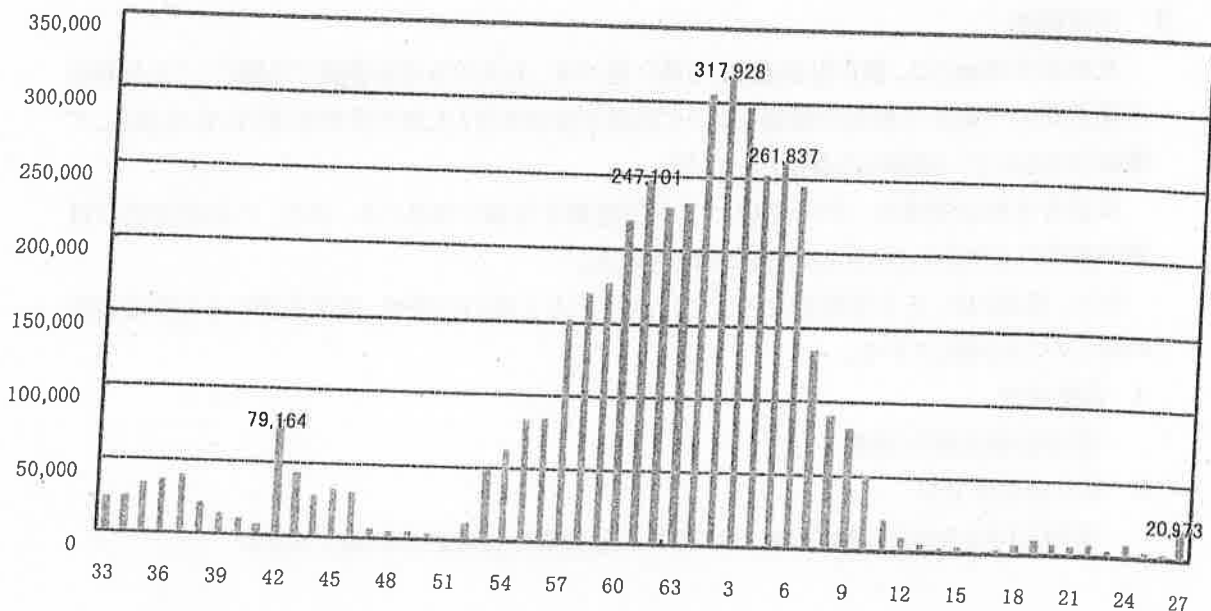
Ⅳ 負担率	末端管きよ整備費の1/5		
Ⅴ 単位負担金	東部処理区施工済区域	1㎡当たり	76円
	新事業区域	1㎡当たり	200円
Ⅵ 賦課時期	当該年度に管網整備するとき		
Ⅶ 徴収方法	5年10期分割納付		

② 受益者負担金の徴収猶予制度

種類	猶予率 (%)	付帯条件
生活保護を受けているもの	100	毎年徴収猶予を更新し、分割納付の最終年度を越えること1年まで猶予。ただし、その時点で生活保護を受けている者は100%減額
農地	100	賦課決定した年度から耕作の用に供されなくなった(宅地化又はそれと同等な状態等をいう。)時まで全額を徴収猶予することができる。ただし、耕作の用に供されなくなったとき、賦課決定後5年を経過していないもので納期到来分については、一時に徴収し、納期末到来分については分割若しくは一時に徴収するものとし、5年を経過したものについては一時に徴収するものとする。
公共下水道施設を補完するため雨水を河川又は運河に自己負担により強制排除せざるをえない土地	2/3	公共下水道事業計画に基づく雨水排除施設が完成するときまで
その他		実情に応じて審議会に諮問し市長が決定

③ 受益者負担金の収入状況

(単位：千円)



※平成27年度末時点の収入済額累計：43億58百万円(百万円未満切捨)



## 2 経営財源

下水道事業の経営費は維持管理費と資本費(減価償却費+起債利子等)からなっている。経営費については、雨水に係る経費は社会全体が便益を受けるため公費(一般会計)負担とし、汚水に係る経費は特定の使用者が便益を受けるため私費(下水道使用料)負担とする原則により、経費負担が行われている。

## (1) 下水道使用料

下水道は地方自治法第 244 条に規定する「公の施設」に該当すると解されており、公の施設についてはその「利用につき使用料を徴収することができる」とされている(地方自治法第 225 条)。この「公の施設」の使用料は条例で定めなければならない(地方自治法第 228 条第 1 項)ことから、下水道使用料の根拠法令は地方自治法第 225 条及び同法第 228 条に基づく条例ということになる。

なお、下水道使用料については、下水道法第 20 条に公共下水道にも地方自治法第 225 条が適用されることを再認識するための規定が設けられている。

## I 根拠法令等

地方自治法第 225 条及び同法第 228 条、下水道法第 20 条、地方公営企業法第 21 条、尼崎市下水道条例第 9 条

## II 徴収開始

昭和 34 年 4 月 1 日

## III 徴収方法

納付制、口座振替、クレジットカード(水道局に徴収委託)

(上水道使用者の一部、工業用水道使用者及び地下水使用者は独自に徴収)

図表-63 主要事項経過年表

年月日	内容
昭和 33 年 4 月 1 日	(旧)尼崎市下水道条例の公布(使用料制度採用)
昭和 34 年 4 月 1 日	公共下水道の供用開始に伴う使用料徴収開始
昭和 47 年 4 月 1 日	下水道使用料の徴収を水道局に委託
昭和 48 年 4 月 1 日	使用料改定(工業用水道汚水)
昭和 50 年 8 月 1 日	特定施設に係る水量水質使用料制度採用
昭和 51 年 4 月 1 日	使用料改定(一般使用料を 4 か年次で段階的引上げ)
昭和 56 年 4 月 1 日	使用料改定(一般使用料を 3 か年次で段階的引上げ)
昭和 59 年 4 月 1 日	使用料改定(一般使用料を 3 か年次で段階的引上げ)
昭和 63 年 4 月 1 日	使用料改定(一般使用料を 2 か年次で段階的引上げ)
平成 2 年 4 月 1 日	使用料改定 改定率 25.6%
平成 8 年 4 月 1 日	使用料改定 改定率 14.3%及び消費税率 3%を別途上乘せ
平成 9 年 4 月 1 日	下水道条例の一部改正(消費税率 3%から 5%へ)
平成 15 年 6 月 1 日	使用料改定 改定率 12.5%
平成 21 年 3 月 31 日	下水道使用料減免制度を廃止
平成 26 年 6 月 1 日	下水道条例の一部改正(消費税率 5%から 8%へ)

図表-64 昭和45年度から昭和55年度までの料金体系 (1戸1か月、単位：円)

区分			S45年	S48年	S50年	S51年	S52年	S53年	S54年
一般	基本	0 ~ 10m <sup>3</sup>	42			80	100	120	
	超過	11 ~ 20	5.25			10	14	17	
		21 ~				13	18	22	
工業用水	基本	0 ~ 10	12.30	52.50		130	180	220	
	超過	11 ~ 1250	2.45	5.25	5.25	13	18	22	
		1251 ~				10	15	20	25
公衆浴場	基本	0 ~ 300	720			1,500	1,800	2,100	2,700
	超過	301 ~	2.90			7	10	12	
共用栓	基本	0 ~ 6	25.20			48	60	72	90
	超過	7 ~	一般汚水第1ランクに同じ						
水質 使用料	BOD	201 ~ 300mg/ℓ	-			2			
		301 ~	-			7			
	SS	201 ~ 300mg/ℓ	-			4			
		301 ~	-			11			

図表-65 昭和56年度から平成元年度までの料金体系 (1戸1か月、単位：円)

区分			S56年	S57年	S58年	S59年	S60年	S61年	S63年	H1年
使用料平均改定率			60.5%			48.4%			34.9%	
一般	基本	0 ~ 10m <sup>3</sup>	180	200	220	300	315	330	400	410
	超過	11 ~ 20	21	24	27	37	40	43	57	60
		21 ~ 50	25	28	31	43	46	49	67	70
		51 ~ 300	28	32	35	49	52	55	76	80
		301 ~ 1250	31	35	39	55	58	61	85	89
		1251 ~ 5000	34	38	43	61	64	67	93	97
		5001 ~ 10000	37	42	46	65	68	72	100	104
10001 ~	40	45	48	68	72	76	125	109		
公衆浴場	基本	0 ~ 300	2,700			3,600			4,350	4,500
	超過	301 ~	12			15			18	20
共用栓	基本	0 ~ 6	108	120	132	180	189	198	240	246
	超過	7 ~	一般汚水第1ランクに同じ							
水質 使用料	BOD	201 ~ 300mg/ℓ	14			22				
		301 ~	34			56				
	SS	201 ~ 300mg/ℓ	14			26				
		301 ~	35			68				

図表-66 平成2年度から現在までの料金体系 (1戸1か月、単位：円)

区分			H2年	H8年	区分	H15年
使用料改定率			25.6%	14.3%	改定率	12.5%
一般	基本	0m <sup>3</sup>	-	-	基本	549
	超過	1 ~ 10	500	565	従量	6
		11 ~ 20	75	85	(95)	(113)
		21 ~ 50	90	102	138	151
		51 ~ 300	105	120	151	158
		301 ~ 1250	115	132	158	172
		1251 ~ 5000	120	138	172	180
		5001 ~ 10000	130	150	基本	7,530
10001 ~	136	157	従量	34		
公衆浴場	基本	0 ~ 300	5,700	6,500	基本	330
	超過	301 ~	25	29	従量	6
共用栓	基本	0 ~ 6	300	340	従量	95
	超過	7 ~	75	85	BOD	22
水質 使用料	BOD	201 ~ 300mg/ℓ	22		BOD	57
		301 ~	57		SS	28
	SS	201 ~ 300mg/ℓ	28		SS	71
		301 ~	71			

※ 水質使用料 (特定施設を有する事業所で月量 1,250 m<sup>3</sup>以上の汚水を排出する使用者)

※ BOD 汚水1リットル中の生物化学的酸素要求量

※ SS 汚水1リットル中の浮遊物質質量

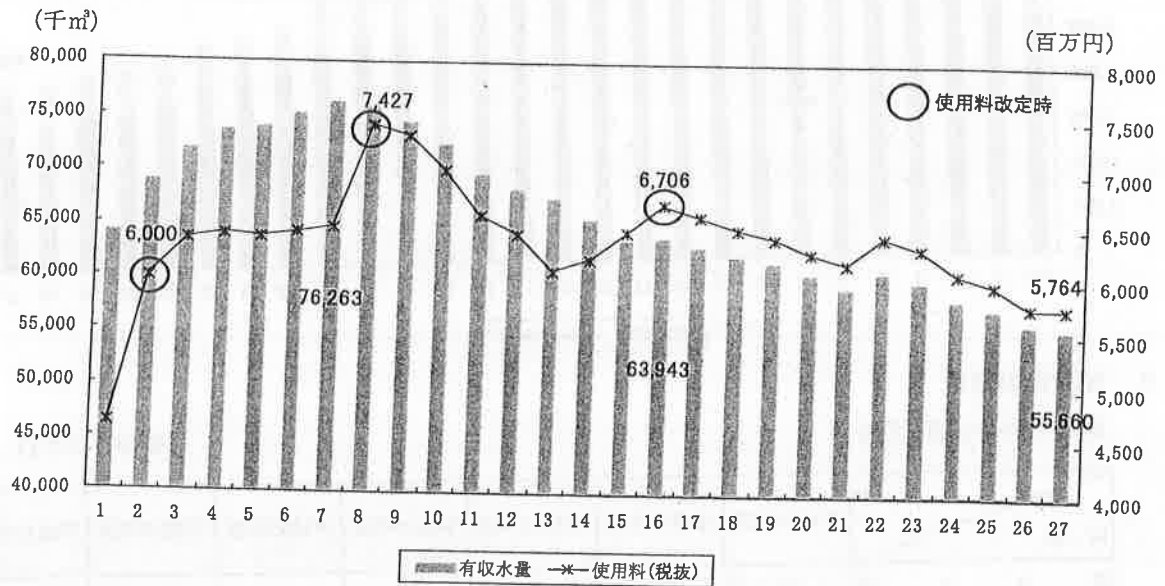
現行の下水道使用料は、平成15年3月27日可決された下水道条例の一部を改正する条例の中で定めたものであるが、平成15年度から17年度までの3か年を計画期間とする財政計画に基づき設定し(平均12.5%の使用料改定)、平成15年6月1日から実施したものである。

この使用料体系は平成15年1月29日の尼崎市下水道運営審議会答申に基づき、以下のような方針で設定したものである。

- ① 現行の総括原価方式を当面引き続き採用するものとし、資本収支資金の不足する分は総括原価に含めず、使用者負担の激変を招かないよう損益上の収支不足を回収することに定めることとした。
- ② 使用料体系については、少量排出者に著しい影響を及ぼすことがないように十分配慮しつつ、原価配賦における公平性の観点から基本使用料制を見直し二部使用料制を採用すべきである。
- ③ 公平かつ妥当な原価配賦により基本使用料を決定する。
- ④ 今後も増進性を維持するが、その増進度についてはあまり過度のものとならないよう留意する。

有身

図表一六七 下水道使用料の推移



(2) 雨水処理負担金

雨水処理負担金は、一般会計が負担することとされている経費の一つで、その計上すべき額の算出の基本的な考え方を定めているのが、「地方公営企業繰出金」である。

下水道事業に係る繰出基準については、「『地方公営企業繰出金について』の一部改正について」(昭和56年6月5日付け自治企一第60号及び昭和61年5月27日付け自治企一第60号自治省財政局長通知)により定められ、この繰出金通知は、平成4年度に内容が見直されて以降、毎年度通知が出されているところである。

本市では、経費の区分基準を設けて雨水、汚水の負担割合を算定しており、現在の負担比率は次表の通りである。

図表-68 雨水と汚水の経費負担割合(税込み) (平成27年度決算)

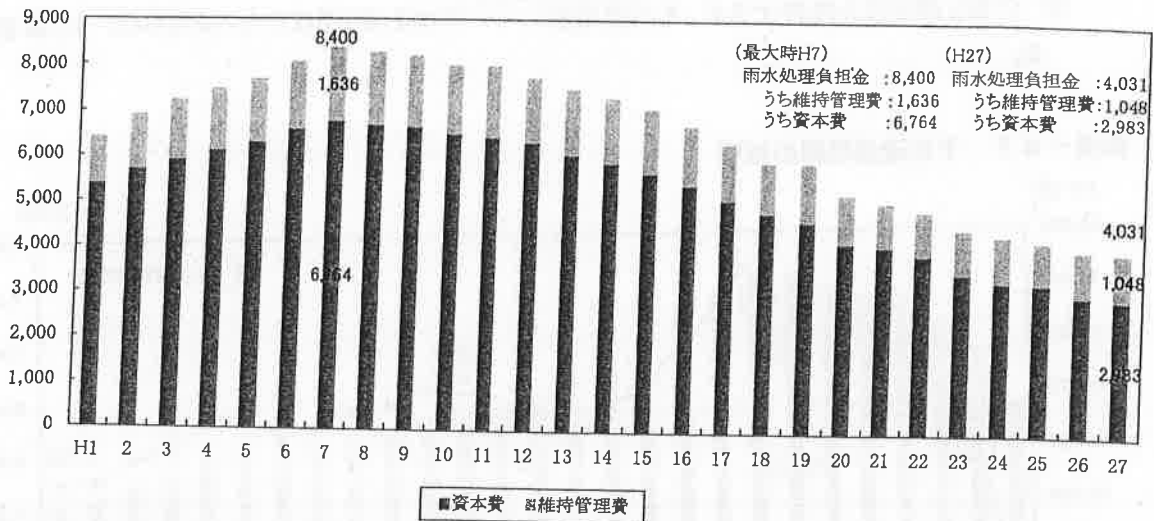
維持管理費	使用料(汚水74.1%)		公費(雨水25.9%)
資本費	使用料(汚水33.4%)	公費(雨水66.6%)	



なお、「繰出基準」では、雨水に係る経費の他、使用料収入をもって充てることが適当でない経費として、水質規制事務経費及び水洗化促進事務経費などを定め、これらの経費は一般会計が負担することとなっている。

図表-69 雨水処理負担金の推移

(単位：百万円)



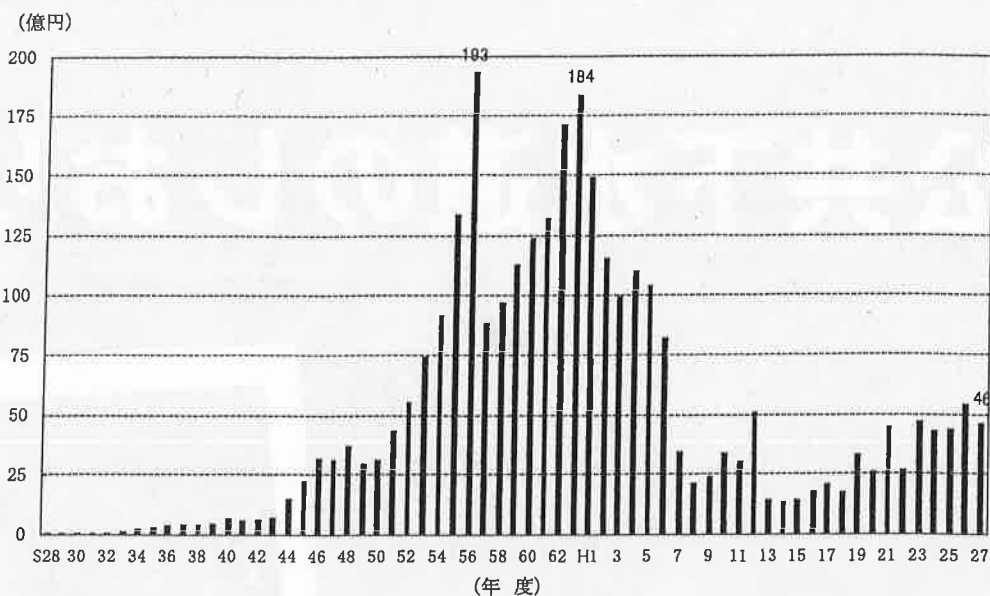
3 建設費の状況

最近の各年度別状況

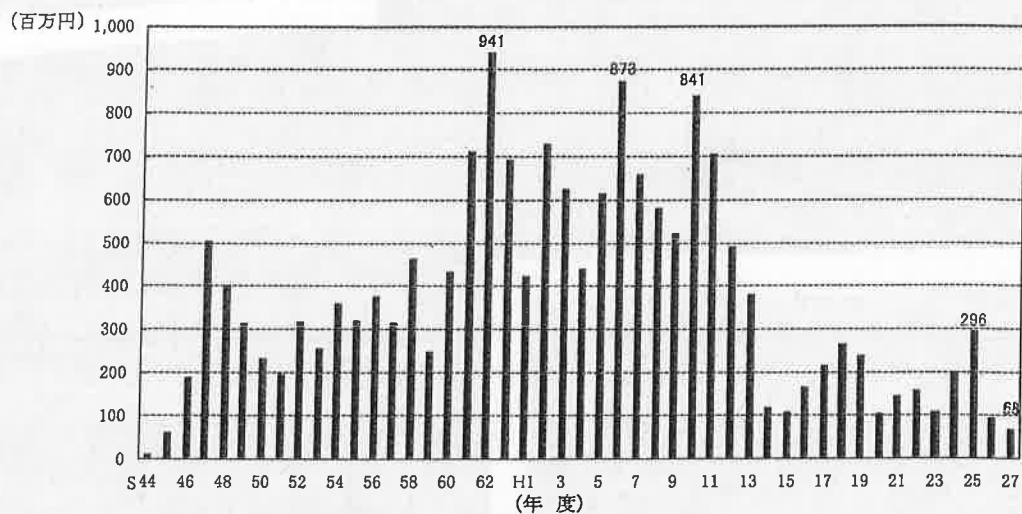
(単位：千円)

年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
区分	管きよ費	1,790,047	758,837	1,735,185	1,902,596	1,411,825	2,118,039	1,852,791	
	ポンプ場費	1,685,646	1,365,626	2,441,474	2,265,105	2,186,079	707,871	506,391	
	処理場費	1,001,193	590,393	548,895	146,681	765,941	2,580,037	2,276,337	
	流域負担金	146,601	159,249	108,878	202,797	296,136	95,478	67,904	
計		4,623,487	2,874,105	4,834,432	4,517,179	4,659,981	5,501,425	4,703,423	
財源	国庫補助金	2,045,700	1,173,058	2,119,388	1,930,329	1,952,050	2,541,854	2,239,233	
	起債	公共下水道事業債	1,925,100	1,252,100	2,268,500	2,027,500	1,500,000	1,500,000	2,063,800
		流域下水道事業債	146,000	158,800	106,500	194,200	291,900	95,200	67,400
	受益者負担金	6,805	8,151	5,177	9,302	4,697	3,479	20,973	
	その他	80,037	22,575	17,733	19,980	40,578	9,471	20,450	
一般財源	419,845	259,421	317,134	335,868	870,756	1,351,421	291,567		
計	4,623,487	2,874,105	4,834,432	4,517,179	4,659,981	5,501,425	4,703,423		

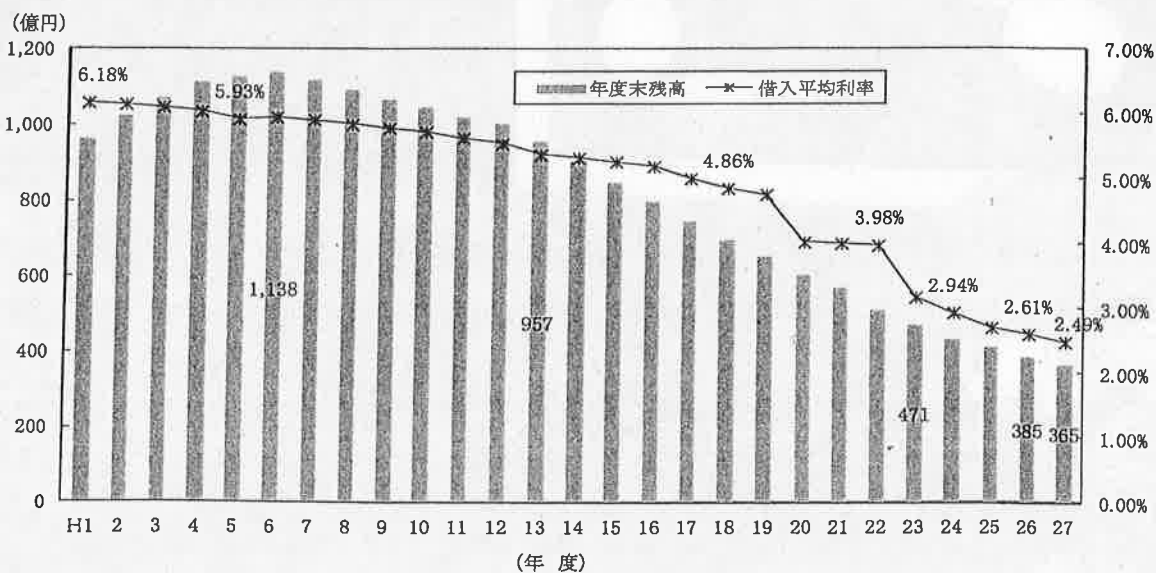
図表一七〇 建設改良費（流域下水道整備費除く）の推移



図表一七一 流域下水道整備費の推移

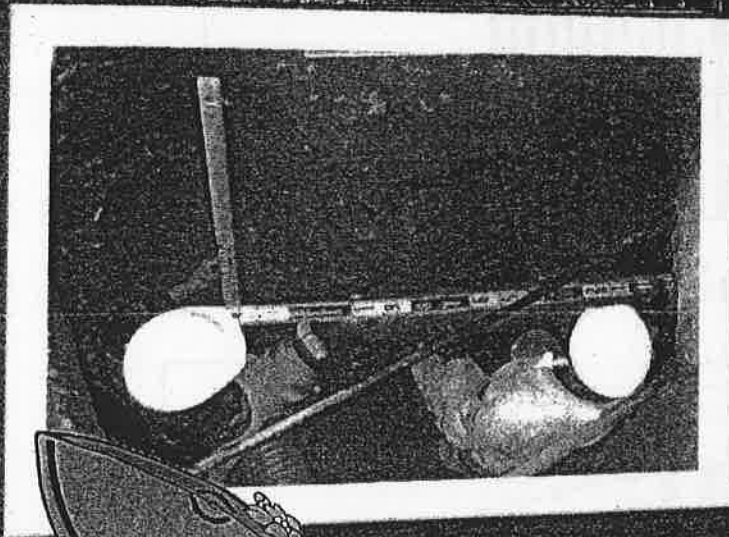
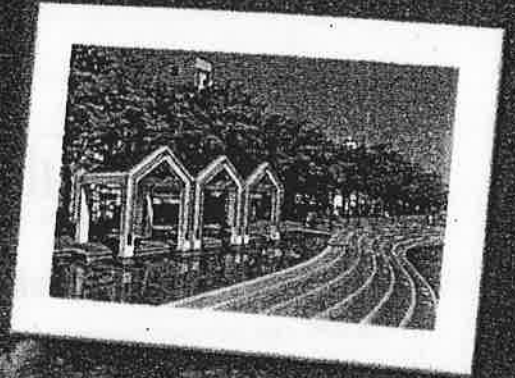


図表一七二 企業債現在高及び借入利率（平均）の推移



～ 下水道接続のご案内 ～

# 公共下水道のしおり



# 下水道受益者負担金

1

## 受益者負担金とは

公共下水道は道路や公園などのように不特定多数の人が利用できる施設とは異なり、整備された区域にお住まいの方だけが利用できる施設です。

このため、公共下水道の建設にかかる費用の全額を税金でまかなうとなれば、下水道の未整備区域にお住まいの方々が納めた税金もこの建設費に使われることになり、税負担の不公平を生じることになります。

そこで、公共下水道を利用できるようになった方々に所有面積に応じて建設費の一部を負担していただくことによって、負担の公平化を図っているのが受益者負担金の制度です。(都市計画法第75条)

受益者負担金は、該当する土地に対し一度限り請求させていただき、総額を納付されますと二度とその土地に請求することはありません。

※ 請求対象となる土地は、下水道本管の埋設工事完了により下水道が利用可能となった土地です。

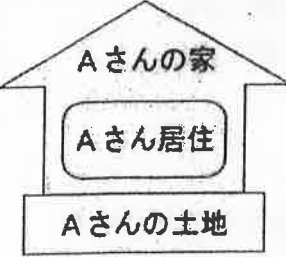

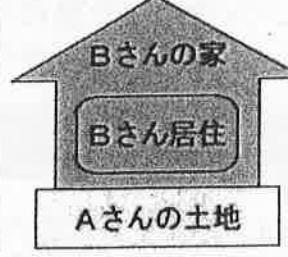

※ 下水道を利用しない土地、建物が建っていない土地(駐車場など)でも請求対象となります。

※ 負担金額の算定方法は、1㎡あたり500円 × 所有する敷地面積(公簿面積)です。  
(1坪あたりでは1,650円)

2

## 受益者負担金を納めていただく方(受益者)

原則として、土地の所有者が受益者となりますが、下記図の事例のように土地と建物の所有者が異なる場合やその土地に賃借権・地上権等が設定されている場合は、権利者の双方で話し合いのうえ、受益者を決めていただき、「受益者申告書」を提出していただきます。

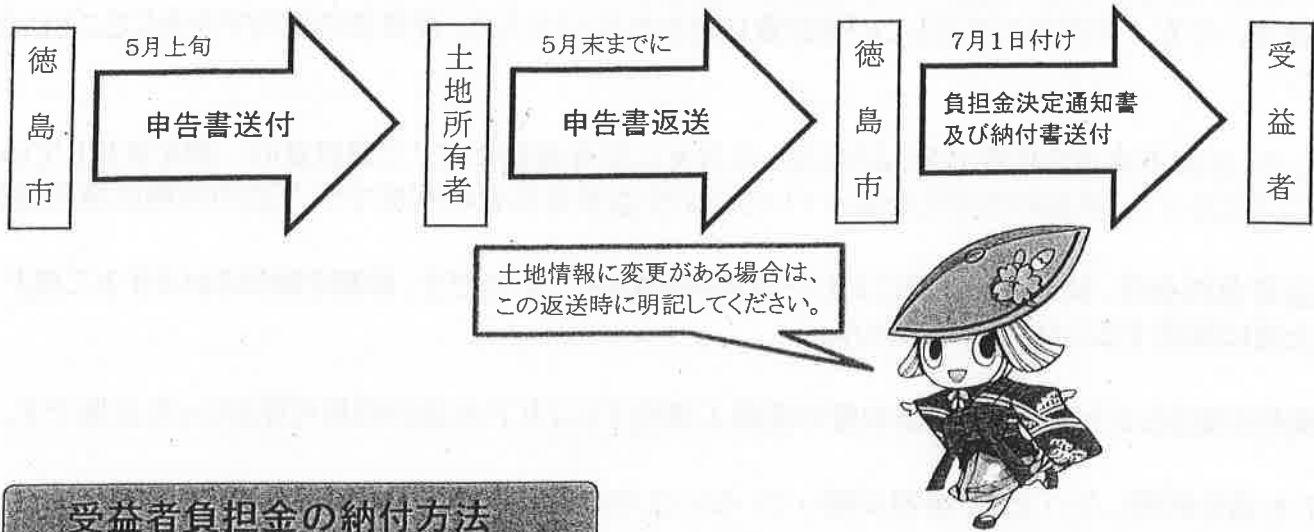
 <p>Aさんの家 Aさん居住 Aさんの土地</p>	 <p>Aさんの家 Cさん居住 Aさんの土地</p>	 <p>Bさんの家 Bさん居住 Aさんの土地</p>	 <p>Bさんの家 Cさん居住 Aさんの土地</p>
Aさんの土地に Aさんが家建て Aさんが住んでいる	Aさんの土地に Aさんが家建て Cさんが住んでいる	Aさんの土地に Bさんが家建て Bさんが住んでいる	Aさんの土地に Bさんが家建て Cさんが住んでいる
受益者はAさん		受益者はAさん又はBさん	

土地の売買や相続により受益者に変更があった場合には「受益者変更申告書」を提出してください。  
年度途中の期別からでも受益者の変更はできます。

## 3

## 受益者申告書

申告書とは、請求対象となる土地の所有者や面積をご本人に確認していただくための書類です。申告書は原則として当該年度の1月1日付けの登記簿記載の土地所有者に送付しますので、1月以降に売買や分筆等の変更がある場合は、申告書の返送時にお知らせください。



## 4

## 受益者負担金の納付方法

初年度に分割納付用と一括納付用の2種類の納付書を送付しますので、初回の納付時にどちらかの納付方法をお選びいただけます。

## ① 分割納付の場合

計12回(年間4回×3か年)の分割となります。納期限は7月末、9月末、11月末、2月末です。

## ② 一括納付の場合

初年度の第1期の納期限までに負担金全額を納付していただいた方に対して、報償金が交付されます。報償金は後日にご指定の口座に振り込みます。

- 初年度の7月15日までに納付していただいた場合の報償金 → 負担金額の約12%
- 初年度の7月31日までに納付していただいた場合の報償金 → 負担金額の約11%

## 5

## 受益者負担金の減免・徴収猶予

※ 下記記載の条件に該当する方は、受益者負担金の減免または徴収猶予の制度が適用される場合がありますので、保全課までお問い合わせください。

対象の土地	条件	摘用
(1) 生活保護の受給者が所有する土地	受給証明書の提出	全額免除
(2) 上記(1)に準ずる者が所有する土地	世帯全員が市民税の非課税世帯であり、かつ所有する土地の総面積が100㎡以下	全額免除
(3) 農地	耕作中の農地に限る	徴収猶予 ※耕作中は猶予継続
(4) 係争地	受益者決定について確定判決中である土地	徴収猶予 ※受益者が確定するまで猶予



# 下水道使用料

## 1 使用料の目的と対象

汚水処理にかかる費用として、使用者のみなさまに下水道使用料のご負担をお願いしています。

下水道使用料は、「下水道管の清掃・修繕に必要な経費」や「下水処理場・ポンプ場の運転に必要な経費」に充てられます。

## 2 使用開始届の提出

公共下水道に汚水を流せるようになったら、「公共下水道使用開始届」を提出していただき、下水道使用料をお納めいただくようになります。



## 3 使用料 料金表

下水道使用料は、水道の使用水量を基に、右表の区分に従って計算され、水道料金と共に請求されます。

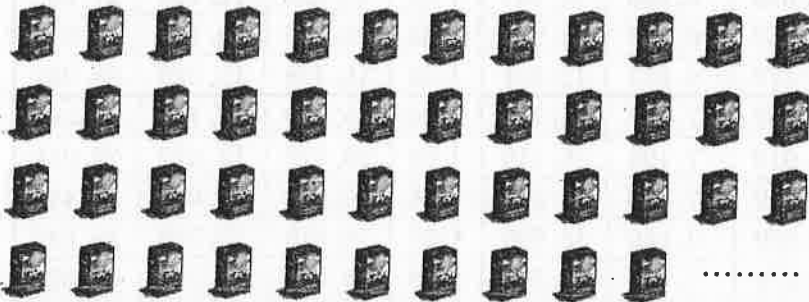
(※地下水をご使用の場合は請求方法が異なりますので、保全課までご相談ください。)

各水量ごとの使用料は、下水道使用料早見表をご覧ください。

※ 1か月あたり (税込み)

区分	汚水量の単位	料金
一般汚水	基本使用料	8 <sup>m</sup> まで 814円
	超過使用料 (1 <sup>m</sup> につき)	8 <sup>m</sup> を超え20 <sup>m</sup> まで 104円
		20 <sup>m</sup> を超え30 <sup>m</sup> まで 135円
		30 <sup>m</sup> を超え40 <sup>m</sup> まで 172円
		40 <sup>m</sup> を超えるもの 197円

1<sup>m</sup>ってどれくらい？



..... 1000本

= 1<sup>m</sup><sup>3</sup>

10牛乳パック1000本で1<sup>m</sup><sup>3</sup>  
(1000ℓ)になります。



### お問い合わせ先

- 公共下水道の建設工事について ..... 建設課公共下水道第1係  
公共下水道第2係  
☎621-5303
- 排水設備設置工事
- 受益者負担金 ..... 保全課普及指導係
- 下水道使用料について ..... ☎621-5311

【一般用】水道料金・下水道使用料早見表(税込1戸1か月分)

平成26年4月1日適用

水道料金	基本	超過第1	超過第2	超過第3	
	0~8m <sup>3</sup>	9~20m <sup>3</sup>	21~30m <sup>3</sup>	31m <sup>3</sup> 以上	
	637円	141円/m <sup>3</sup>	175円/m <sup>3</sup>	220円/m <sup>3</sup>	
下水道使用料	基本	超過第1	超過第2	超過第3	超過第4
	0~8m <sup>3</sup>	9~20m <sup>3</sup>	21~30m <sup>3</sup>	31~400m <sup>3</sup>	401m <sup>3</sup> 以上
	814円	104円/m <sup>3</sup>	135円/m <sup>3</sup>	172円/m <sup>3</sup>	197円/m <sup>3</sup>

水量(m <sup>3</sup> )	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計(円)	水量(m <sup>3</sup> )	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計(円)	水量(m <sup>3</sup> )	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計(円)
0から8まで	637	814	1,451	35	5,179	4,272	9,451	68	12,439	9,948	22,387
				36	5,399	4,444	9,843	69	12,659	10,120	22,779
				37	5,619	4,616	10,235	70	12,879	10,292	23,171
				38	5,839	4,788	10,627	71	13,099	10,464	23,563
				39	6,059	4,960	11,019	72	13,319	10,636	23,955
				40	6,279	5,132	11,411	73	13,539	10,808	24,347
				41	6,499	5,304	11,803	74	13,759	10,980	24,739
9	778	918	1,696	42	6,719	5,476	12,195	75	13,979	11,152	25,131
10	919	1,022	1,941	43	6,939	5,648	12,587	76	14,199	11,324	25,523
11	1,060	1,126	2,186	44	7,159	5,820	12,979	77	14,419	11,496	25,915
12	1,201	1,230	2,431	45	7,379	5,992	13,371	78	14,639	11,668	26,307
13	1,342	1,334	2,676	46	7,599	6,164	13,763	79	14,859	11,840	26,699
14	1,483	1,438	2,921	47	7,819	6,336	14,155	80	15,079	12,012	27,091
15	1,624	1,542	3,166	48	8,039	6,508	14,547	81	15,299	12,184	27,483
16	1,765	1,646	3,411	49	8,259	6,680	14,939	82	15,519	12,356	27,875
17	1,906	1,750	3,656	50	8,479	6,852	15,331	83	15,739	12,528	28,267
18	2,047	1,854	3,901	51	8,699	7,024	15,723	84	15,959	12,700	28,659
19	2,188	1,958	4,146	52	8,919	7,196	16,115	85	16,179	12,872	29,051
20	2,329	2,062	4,391	53	9,139	7,368	16,507	86	16,399	13,044	29,443
21	2,504	2,197	4,701	54	9,359	7,540	16,899	87	16,619	13,216	29,835
22	2,679	2,332	5,011	55	9,579	7,712	17,291	88	16,839	13,388	30,227
23	2,854	2,467	5,321	56	9,799	7,884	17,683	89	17,059	13,560	30,619
24	3,029	2,602	5,631	57	10,019	8,056	18,075	90	17,279	13,732	31,011
25	3,204	2,737	5,941	58	10,239	8,228	18,467	91	17,499	13,904	31,403
26	3,379	2,872	6,251	59	10,459	8,400	18,859	92	17,719	14,076	31,795
27	3,554	3,007	6,561	60	10,679	8,572	19,251	93	17,939	14,248	32,187
28	3,729	3,142	6,871	61	10,899	8,744	19,643	94	18,159	14,420	32,579
29	3,904	3,277	7,181	62	11,119	8,916	20,035	95	18,379	14,592	32,971
30	4,079	3,412	7,491	63	11,339	9,088	20,427	96	18,599	14,764	33,363
31	4,299	3,584	7,883	64	11,559	9,260	20,819	97	18,819	14,936	33,755
32	4,519	3,756	8,275	65	11,779	9,432	21,211	98	19,039	15,108	34,147
33	4,739	3,928	8,667	66	11,999	9,604	21,603	99	19,259	15,280	34,539
34	4,959	4,100	9,059	67	12,219	9,776	21,995	100	19,479	15,452	34,931

※表中の下水道使用料は、丈六団地・しらさぎ台団地・竜王団地を除く。

メーター使用料金(1か月分)

口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
使用料金	72円	82円	102円	185円	668円	761円	843円	1,357円	2,345円

# 公共下水道接続助成金制度(分流地区)

## 公共下水道接続助成金制度とは

あらたに下水道が使えるようになった地域で、指定期間内に下水道に接続する排水設備などの改造工事(対象工事)を行っていただいた方に対して助成金を交付する制度です。

## 助成金交付対象者

※以下の(1)~(5)のすべての要件を満たしていただいた方

(1) 本市が指定する期限までに取付管の設置申請をされた方。

※ 指定期限は本管理設工事が終わるまでに、別途ご案内させていただきます。

(2) 浄化槽から下水道への改造工事(対象工事)であること。

※ 新築の接続工事は対象外となります。

※ 対象工事とは、トイレ及び生活污水(台所、風呂、洗面等)すべてを接続する工事です。

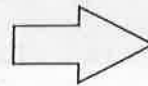
(3) 個人名義の建物であること。(会社名義は対象外です)

(4) 居宅用の建物であること。(店舗・事務所等の併用住宅も対象となります)

(5) 市税、並びに下水道使用料及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。

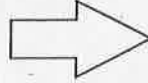
## 交付金額

供用開始後6か月を経過する日までに  
改造工事(対象工事)を完了された方

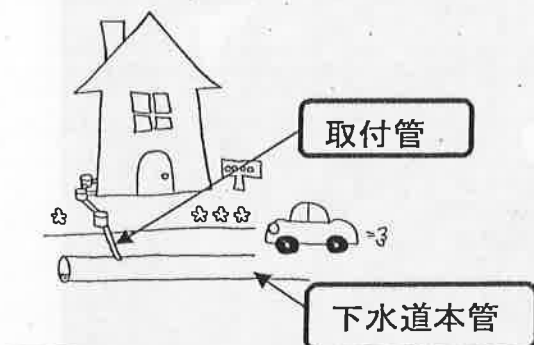


10万円

供用開始後3年を経過する日までに  
改造工事(対象工事)を完了された方

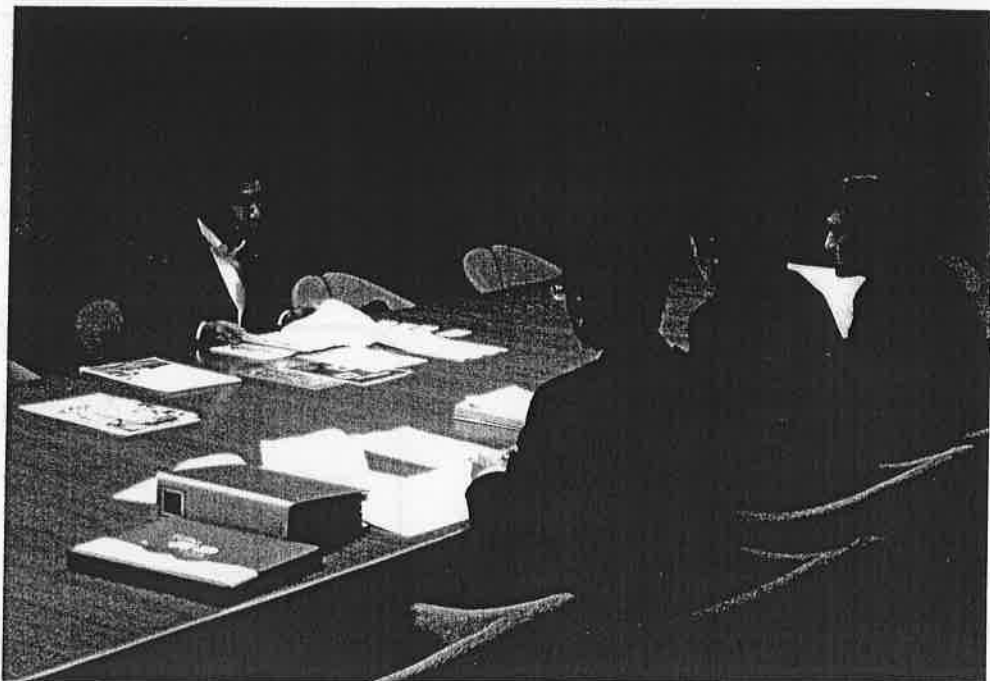
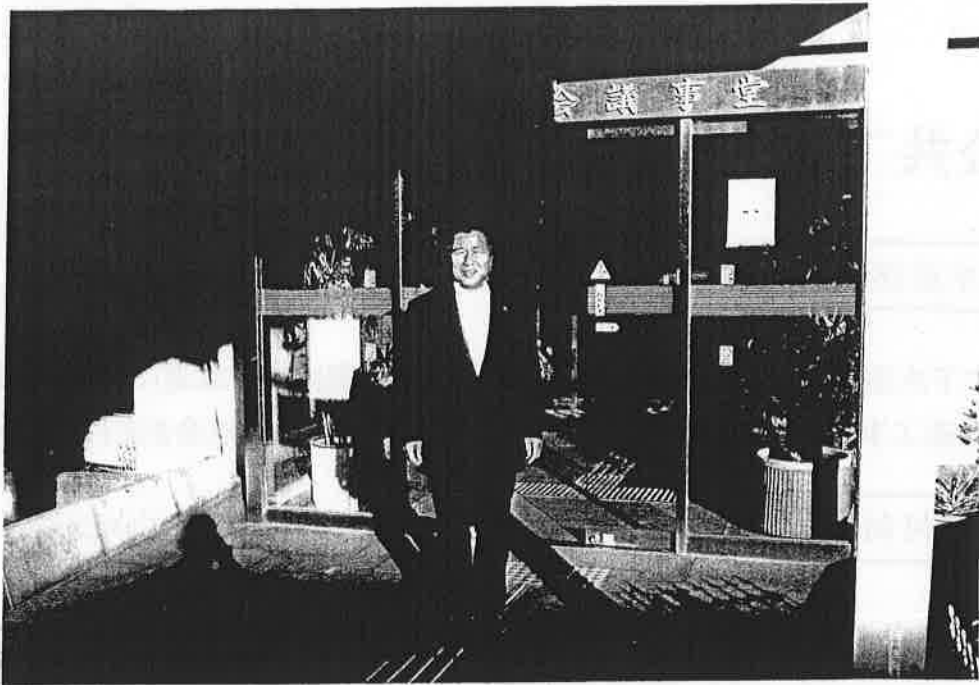


3万円



まずは  
徳島市指定工事店にご相談を!

市役所へ提出する書類は、  
工事店が代行します





規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：公明党

	期間又は月日	11月20日(月) ~ 11月20日(月)		
	支出先	公益財団法人さわやか福祉財団 長瀬純治 氏		
活動内容等	目的・内容・結果等	<p>厚生常任委員会主催学習会</p> <p>1 日時 平成29年11月20日(月曜日) 午後1時から午後3時まで</p> <p>2 会場 本町仮庁舎2階会議室</p> <p>3 テーマ 生活支援体制整備事業の誤解と推進に向けた留意点</p> <p>4 講師名 長瀬 純治 氏 (公益財団法人さわやか福祉財団・ふれあい推進事業新地域支援事業担当リーダー)</p> <p>※ 講師旅費を各会派で負担(1泊2日, 東京-高知往復) 旅費総額83,200円÷5会派=16,640円</p> <p>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>		
	支出金額等	項目	用途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
		調査研究費		
		研修費	講師旅費負担額	16,640
		要請・陳情活動費		
		会議費		
		資料作成費		
		資料購入費		
		広報広聴費		
		人件費		
		事務諸費		
			合計	16,640
		領収証書及び支払証明書添付枚数		1 枚
備考				

# 領 収 書 添 付 用 紙

会派名：西森 美和

費 目 名				
1、調査研究費	②、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

## 領 収 書

高知市議会公明党 様

下記の金額を正に領収いたしました。

金 額	¥	1	6	6	4	0
-----	---	---	---	---	---	---

但し、平成29年11月20日開催の高知市厚生常任委員会学習会に係る講師旅費として

平成29年11月20日

東京都港区芝公園2丁目6-8日本女子会館7F

公益財団法人さわやか福祉財団

ふれあい推進事業新地域支援事業担当リーダー

長瀬 純治

平成29年度  
厚生常任委員会主催学習会講師旅費に係る各会派負担額  
について

- 学習会日時 平成29年11月20日(月)13:00～15:00
- 学習会会場 本町仮庁舎2階会議室

講師に講義当日お渡しいたしますので、下記負担額を11月16日(木)までにご用意いただき、厚生委員会担当書記の竹村までお持ちくださいますようお願いいたします。

記

1 負担額 16,640円

2 負担額に係る旅費計算明細

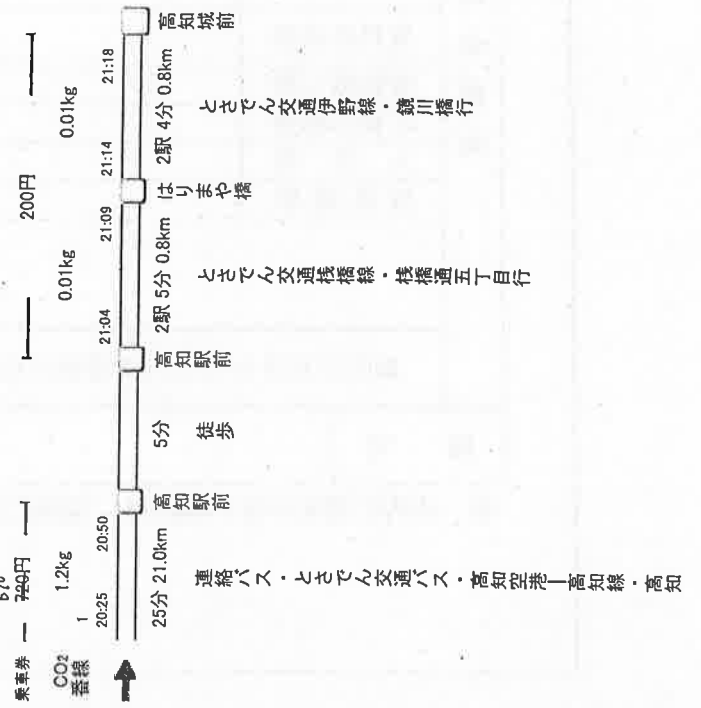
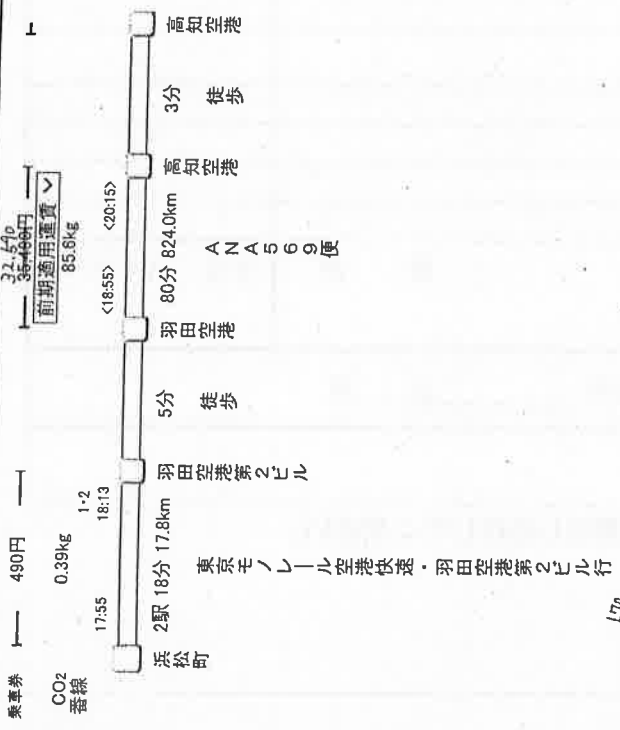
経路 浜松町～高知城前(往復)

費目	11月19日	11月20日
東京モノレール	490	490
航空運賃	32,590	32,590
とさでん交通電車代	200	200
空港連絡バス(高知)	670	670
日当	2,200	2,200
宿泊費	10,900	
小計	47,050	36,150
合計	83,200	
1会派当たり負担額	16,640	



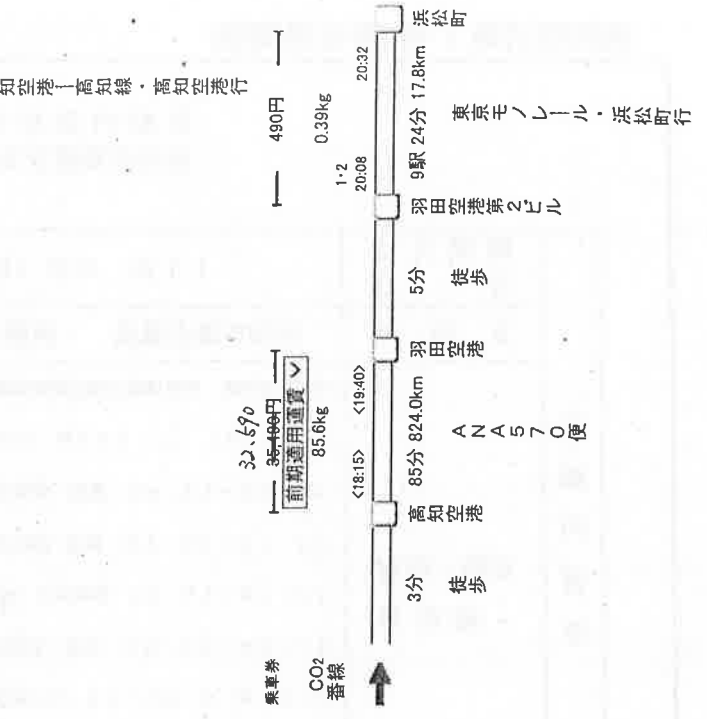
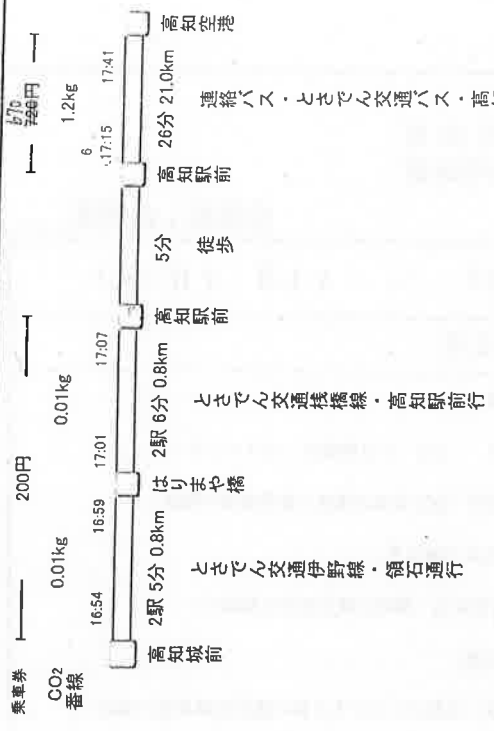
※金額修正は、規程に基づくもの。

**経路 1**  
 所要時間 3時間23分(乗車132分 徒歩13分) 距離 864.4km  
 片道金額 35,190円 乗換 4回  
 2017年11月19日発  
 CO<sub>2</sub>排出量 87.3kg (CO<sub>2</sub> 145.2kg)



※金額修正は、規程に基づくもの。

**経路 1**  
 所要時間 3時間38分(乗車146分 徒歩13分) 距離 864.4km  
 片道金額 37,690円 乗換 4回  
 2017年11月20日発  
 CO<sub>2</sub>排出量 87.3kg (CO<sub>2</sub> 145.2kg)



閉じる

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名：公明党

	期間又は月日	11月 6日(月) ~ 11月 7日(火)	
	支出先	高知市議会議員 伊藤弘幸	
活動内容等	目的・内容・結果等	<p>平成29年度 市町村議会議員研修受講</p> <p>(11月6日) 10:30入寮 受付 12:00開講式・オリエンテーション</p> <p>13:30~14:00 講義・質疑応答「地方自治の現状と議会改革の動向」</p> <p>14:15~15:15 講義「議会改革の進め方」</p> <p>15:30~17:00 事例紹介「住民参加・情報公開を進める取組み」</p> <p>17:05~17:35 対談・意見交換</p> <p>(11月7日) 9:00~12:00 演習「各議会における今後の議会改革推進の検討」</p> <p>13:00~14:30 講義・意見交換「今後の議会改革の進め方」</p> <p>14:30~14:45 閉講・事務連絡</p> <p>※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。</p>	
	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
支出金額等	調査研究費		
	研修費	平成29年度市町村議会議員研修【2日間コース】「議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～」交通費、旅費規程による32,460円 研修費2,400円手数料486円	35,346
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
	合計		35,346
	領収証書及び支払証明書添付枚数		2 枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。



平成29年度市町村議会議員研修 [2日間コース]

# 議会改革を考える

## ～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～

平成18年に全国初の議会基本条例が制定されて以来、多くの地方議会が議会改革への取り組みに着手している傾向にあります。しかし、一方で「議会改革といっても、具体的に何から始めればいいのかよく分からない」、「改革がうまく進んでいない」という意見も聞かれます。

本研修は、住民の関心を高め、二元代表制の一翼を担う議会としてさらなる役割を果たすために、以下のポイントについて学び、各議会における改革の糸口を掴んでいただくことをねらいとして実施いたします。

### 研修の ポイント

- 議会改革を進めるにあたっての基本的な事項(地方自治の現状、議会基本条例のあり方や作り方、改正や検証方法など)について学ぶ
- 議会への住民参加、情報公開に関して、先進事例の紹介を聞き、意見交換を通じて理解を深める
- 「ダイアログ」(自分の意見を伝え、相手の考えを理解し、互いに協力して解決策を導くためのコミュニケーションの方法)を用いた演習を体験し、会議や議員間討議のやり方を学ぶ

### 開催要領

**日程** 平成29年11月6日(月)～11月7日(火) (2日間)

**場所** 全国市町村国際文化研修所 JR京都駅より湖西線約15分 唐崎駅下車徒歩約3分

**対象** 議会改革に取り組もうとされている、または既に取り組みを始めているものの改革が進まず解決策の検討を考えている市区町村議会議員の皆様

2日間全日程をご受講いただける方を対象とします。途中退所や一時帰庁はできませんのでご注意ください。  
※本研修は平成24年度から毎年度実施しておりますが、より多くの方に受講していただくため、本研修を初めて受講される方を優先させていただきます。ご理解をお願いいたします。

**募集人数** 60人 募集人数を大幅に超えた場合は、申込期限後に抽選等をさせていただきますので、予めご了承ください(市区及び町村の区分における申込者の人数により、受講者の人数を按分して抽選、決定します)。なお、受講者の決定については、他の研修、セミナーの申込み・受講の有無にかかわらず、本研修単独で行います。

**宿泊** 研修所宿泊棟(宿泊型研修) ※外泊はできません。

**経費** 7,300円 左記金額は、研修、宿泊、食事(朝食1回、昼食2回、夕食1回)、資料等にかかる費用です。なお、事前準備・事前学習にかかる費用は含まれておりません。

**申込期限** 平成29年9月19日(火)まで

**申込方法** 議会事務局を通じて、JIAMホームページ内「研修Web申込みフォーム」からお申し込みください。「Web申込み」が難しい場合は、受講申込書により議会事務局を通じてFAXでお申込ください。

※受講申込書は、議会事務局に送付しております。またJIAMホームページの書類様式集(<http://www.jiam.jp/doc/>)にも掲載しております。

**受講決定** 受講の可否については、開講日の約1か月前までに通知をお送りします。経費納入方法等の手続きについては、受講決定通知書によりお知らせします。

**事前課題** 研修受講にあたって、事前課題に取り組んでいただく予定です。詳細は受講決定通知書送付時にお知らせします。

### ● 問い合わせ先 ●

公益財団法人 全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研修所(JIAM) 教務部

〒520-0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号 TEL 077-578-5932 FAX 077-578-5906

[e-mail] kenshu@jiam.jp [ホームページ] <http://www.jiam.jp>

平成29年

11月

6日(月)

10:30~

人景受付

11:00~

昼食

12:00~

開講式・オリエンテーション

12:30~14:00

**講義・質疑応答** 地方自治の現状と議会改革の動向

早稲田大学名誉教授 北川 正恭 氏

地方自治を取り巻く現状を解説いただき、そのなかで議会や議員に求められている役割やあり方についてお話しいただきます。また、現在全国で進められている議会改革の動向についてもご紹介いただきます。

14:15~15:15

**講義** 議会改革の進め方

早稲田大学マニフェスト研究所 事務局長 中村 健 氏

議会改革を進めるにあたって知っておくべき知識(「議会」と「議員」の違い、「議会活動」と「議員活動」の違い、議会基本条例のあり方や作り方、改正や検証方法など)について、早稲田大学マニフェスト研究所において実施された議会改革度調査から見える、地方議会の現状と先進議会の議会改革事例等のご紹介も含めて、解説していただきます。

15:30~17:00

**事例紹介** 住民参加・情報公開を進める取り組み

(15:30~16:15) 北海道芽室町議会 議長 広瀬 重雄 氏

(16:15~17:00) 岐阜県可児市議会 議員 川上 文浩 氏

住民参加・情報公開を進める取り組みについて、それぞれの議会における改革の経緯や現状、取り組みを始めたことによる効果や今後の展開等についてご紹介いただきます。

17:05~17:35

**対談・意見交換**

早稲田大学マニフェスト研究所 事務局長 中村 健 氏

北海道芽室町議会 議長 広瀬 重雄 氏

岐阜県可児市議会 議員 川上 文浩 氏

18:00~

交流会

ともに学ぶ受講者同士の親睦(情報交換・交流)を深めます。

9:00~12:00  
(途中休憩有)

**演習** 各議会における今後の議会改革推進の検討

早稲田大学マニフェスト研究所 事務局長 中村 健 氏

議会改革を進めていくにあたって必要となる「効率的な会議の行い方」について学ぶために、「ダイアログ(対話)」の手法を用いた演習を体験し、どのように議員間討議を行うか、どのような手法を用いれば会議の成果が挙がるかを学びます。演習は小グループに分かれて実施し、最後に討議結果を発表していただきます。

13:00~14:30

**講義・意見交換** 今後の議会改革の進め方

早稲田大学マニフェスト研究所 事務局長 中村 健 氏

午前中の討議結果も踏まえて、議会改革に必要な視点等について講義していただき、研修のまとめとしていただきます。

14:30~14:45

閉講・事務連絡

● 研修内容については、都合により変更になることがありますので、予めご了承ください。  
なお、研修についての最新情報は、JIAMホームページをご覧ください。

全国研第 473号  
平成29年9月28日

高知県 高知市議会議長様

公益財団法人全国市町村研修財団  
全国市町村国際文化研修所

学長 松崎 茂

滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号

### 研修受講の決定について

先にお申込みいただきました貴所属議員の研修受講について、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。  
つきましては、以下の事項にご留意のうえ、所要の事務手続等についてよろしく願います。

氏名	伊藤 弘幸
コース名	平成29年度市町村議会議員研修 [2日間コース] 「議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～」
研修期間	平成29年11月6日(月) ～ 11月7日(火)

#### 1 研修受講に要する経費の納入について

下記金額を指定期間内に指定口座へ振り込んでください。  
なお、本決定通知をもって請求書に代えさせていただきます、別途請求書は発行しません。

(1) 納入金額：7,300円 〈内訳〉 研修費(@1,200) 2,400円  
食費 2,650円  
研修生活動費 2,250円

(2) 指定期間：平成29年10月25日(水) ～ 10月31日(火)

(3) 指定口座：滋賀銀行 唐崎支店 普通 No.461158  
みずほ銀行 大津支店 普通 No.1705329  
名義人：ザイ センコクシヨウリクカンシュウ ガン  
センコクシヨウリクカイバンカンシュウ  
(公財)全国市町村研修財団  
全国市町村国際文化研修所

注1) 振込依頼書の「ご依頼人氏名欄」は、必ず貴団体名を記入してください。  
注2) 貴団体からの振込通知書の送付は不要です。

2 受講者に対する連絡指導について

同封した以下の書類を受講者に渡していただき、受講者が必要な事前の準備を整えたうえ、所定の日時（平成29年11月6日10：30～11：30の間）に研修所に入所するよう指導してください。

- ・受講にあたっての留意事項（受講者用）
- ・受講される皆さまへ
- ・時間割
- ・JR湖西線時刻表／研修所周辺地図
- ・研修のしおり
- ・研修所パンフレット

3 受講者を研修に専念させることについて

研修期間中は、研修に専念していただくため、緊急の場合を除き、職務の都合により途中退所や一時帰庁するのはもちろんのこと、職務関連の電話連絡を受けることのないよう、事前準備についてお伝えください。

4 研修所への利用交通機関等について

研修所は、JR湖西線・唐崎駅より徒歩3分です。唐崎駅には快速・新快速列車は停車しませんので、ご注意ください。

所内の駐車スペースには限りがありますので、来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。なお、研修期間中は、休日を除いて車での外出はできません。

5 最終日の宿泊について

最終日の宿泊はできませんので、当日帰れない場合は、別途宿泊場所の確保及び手当の支給等の用意をお願いします。

最終日の研修終了時刻は、14時45分頃です。

6 受講申込みの取消等について

この受講決定通知受領後の申込みの取消（受講辞退）は、原則として認めません。疾病その他真に止むを得ない事由により、受講が困難となった場合や受講者を変更しなければならなかった場合には、直ちにその旨を当研修所（教務部）に連絡してください。

なお、万一受講辞退となった場合であっても、ご負担いただく経費（手配済物品の費用等）が発生することがありますので、ご了承ください。

7 インフルエンザ等への対応について

当研修所では、集団研修を実施している組織として、感染症等の予防の徹底等に努めているところですが、受講者の安全性の確保が必要ですので、これらに該当する方の受講をご遠慮いただくことがあります。あらかじめご了承ください。

8 問い合わせ先

全国市町村国際文化研修所（JIAM）

【研修に関すること】 教務部 TEL:077-578-5932 担当：久保、工藤

【経費納入に関すること】 経理課 TEL:077-578-5931

平成29年度 市町村議会議員研修 [2日間コース] 「議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～」

(敬称略)

月日	曜日	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	課外
11/6	月	10:30-11:00- 受付 昼食 12:00- 開講式・オリエンテーション	【講義・質疑応答】 (12:30-14:00) 講義75分、質疑応答15分 地方自治の現状と 議会改革の動向 早稲田大学 名誉教授 北川 正恭	【講義】 (14:15-15:15) 議会改革の進め方 早稲田大学 マネージャースタディオ 事務局長 中村 健	【事例紹介】 (15:30-17:00) 住民参加・情報公開を 進める取り組み (15:30-16:15) (16:15-17:00) (注1) (注2)	【対談・ 意見交換】 (17:05-17:35) (注3)	18:00- 交流会 【大食堂】
11/7	火	【演習】 (09:00-12:00) 各議会における今後の議会改革推進の検討 (進め方説明)   (ダイアログ)   (発表・講評) (9:00-9:40)   (9:40-11:00)   (11:00-12:00) (注4)	【講義・意見交換】 (13:00-14:30) 今後の議会改革の進め方 早稲田大学マネージャースタ ディオ 中村 健	14:30-14:45 閉講・事務連絡			

◎日程は、都合により変更になる場合があります。

(平成29年9月28日現在)

名札の色：〇〇色 研修担当：久保、工藤

(注1) 北海道芽室町議会 議長 広瀬 重雄 氏

(注2) 岐阜県可児市議会 議員 川上 文浩 氏

(注3) 早稲田大学 中村氏/芽室町議会 広瀬氏/可児市議会 川上氏

(注4) 早稲田大学マネージャースタディオ研究所 事務局長 中村 健 氏/麗澤大学 地域連携センター 客員研究員 松野 豊 氏



領収書添付用紙

議員名：伊藤 弘幸

費目名				
1、調査研究費	② 研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領収書

高知市議会 伊藤弘幸 様

金額 7,300 円

但し、  
平成29年度市町村議会議員研修[2日間コース]  
「議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～」

研修に要する経費

として上記の金額を領収いたしました。

平成29年10月30日

公益財団法人全国市町村研修財団  
全国市町村国際文化研修所  
分任出納役 前田久永



領収書No. 571

研修納入金額 7,300円 より 食費 2,650円 研修生活費 2,500円 を引く

領収書添付用紙

議員名：伊藤 弘幸

費目名				
1、調査研究費	② 研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

〈四銀〉キャッシュサービス

**ご利用明細票**

毎度ご利用いただきありがとうございます。

なだいまのお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。

四国銀行

取引日	取引店名					
29-10-30	0126 0002 0555					
取引内容	取引種別					
お振込	¥7,300					
前振込後の残高						
前振込の残高						
前振込の残高						
1	0	0	0	0	0	0
0	0	0	¥486	¥2,214		

お受取人  
みずほ銀行  
大津支店  
普通 1705329  
サイゼンコーポレーション様  
ご依頼人  
コウチシキ カイトウヒロキ 様

088-866-5443 09:40

\*金額の「」は内を省略する。

研修納入金額 7,300円 付 研修費 2,400円 手数料 486円

# 受講証明書

団体名：高知県 高知市

所属・氏名：高知市議会 議員 伊藤 弘幸

研修名：平成29年度市町村議会議員研修 [2日間コース]  
「議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～」

期間：平成29年11月6日(月)～平成29年11月7日(火)

上記の研修を受講したことを証明します。

平成29年11月7日

全国市町村国際文化研修所  
学長 松崎 茂



規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名： 高知市議会公明党

活動内容等	期間又は月 日	10月 1日(日) ~ 12月31日(日)	
	支出先	[REDACTED] 氏	
目的・内容・結果等	HP用動画制作費		
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費	議会質問動画編集費	2,000
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>1</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	⑤資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 証

平成 29 年 12 月 20 日

高知市議会議員 寺内憲資 様

2,000 円

但 平成 29 年 12 月議会質問動画編集費

上記金額を領収しました。

住所 高知市

氏名

電話

議会議務局の指示により、ホームページに  
使用する議会質問動画を編集（議会質問  
の答弁者を削除）しました。

議会質問動画編集費 2,000円

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名： 高知市議会公明党

活 動 内 容 等	期 間 又 は 月 日	10月 1日(日) ~ 12月31日(日)	
	支 出 先	㈱富士書房ほか	
目 的 ・ 内 容 ・ 結 果 等	政務活動のために必要な資料の購入		
支 出 金 額 等	項 目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金 額(円)
	調査研究費		
	研 修 費		
	要請・陳情 活 動 費		
	会 議 費		
	資料作成費		
	資料購入費	地方政治クリエイト ほか資料購入	9,514
	広報広聴費		
	人 件 費		
	事務諸費		
		合 計	9,514
領収証書及び支払証明書添付枚数 4 枚			
備 考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

高木 妙

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 書

高木 妙 様

平成 29 年 10 月 19 日

¥ 3,910 -

但し 本代 上記の金額正に領収致しました

・ 孤立する韓国核武装  
に走る

・ ウィン国解乳かん

・ 地方議会を再生する  
以上3冊分

新刊書籍雑誌  
高知市本町4丁目1番46号

(株) 富士書局

代表取締役 五藤 栄一郎

TEL 873-357

FAX 872-214

鈴木高史

Suzuki Takabumi

# 孤立する韓国 「核武装」 に走る



## 「半島の核」に備えよ

「北の暴走」「THAADの迷走」……  
米・中・ロ・日の狭間に生じる  
「危険な火種」にどう対するか

必読の  
第9弾



ウルトラ図解

オールカラー  
家庭の医学

# 乳がん

最新の正しい知識で不安を解消

監修

齊藤光江

順天堂大学医学部  
乳腺・内分泌外科 教授

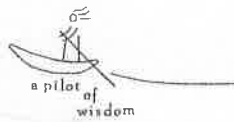


法研

# 地方議会を再生する

相川俊英

Aikawa Toshihide



集英社  
新書

0873

A

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高木 妙

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
⑥ 資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 証

高木 妙 様 2017年11月12日

✕ ¥2,200

但書 借入 (Q&A生活支援費の読み方概算)  
上記正に領収いたしましたQ&A生活支援費の振り込み

内 訳  
税抜金額  
消費税額等(%)

株式会社 明石書店  
〒101-0021 東京都千代田区外神田6-9-5  
電話 03-5818-1171(代)  
FAX 03-5818-1174

よくわかる 生活保護ガイドブック

1

# Q&A 生活保護手帳の 読み方・使い方

監修：全国公的扶助研究会

編著：吉永 純



明石書店

よくわかる 生活保護ガイドブック

2

# Q&A 生活保護 ケースワーク 支援の基本

監修：全国公的扶助研究会  
編著：吉永 純＋衛藤 晃



明石書店

領 収 書 添 付 用 紙

会派名：高木 妙

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
⑥資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 証

都道府県 市郡 町村

高木 妙 様

東京都江東区新木場1丁目18番11号(〒136-8575)

株式会社 ぎょうせい

代表取締役 成 吉 弘



金額	百万	千	円
		2000	

お得意様 No.	-	前金・即金 申込年月日	/ /	納入先 勤務先	
----------	---	----------------	-----	------------	--

品 名	号 数	数 量	単 価	金 額
図書代金				千円
佐田カフエイ 補正				2000
				4000

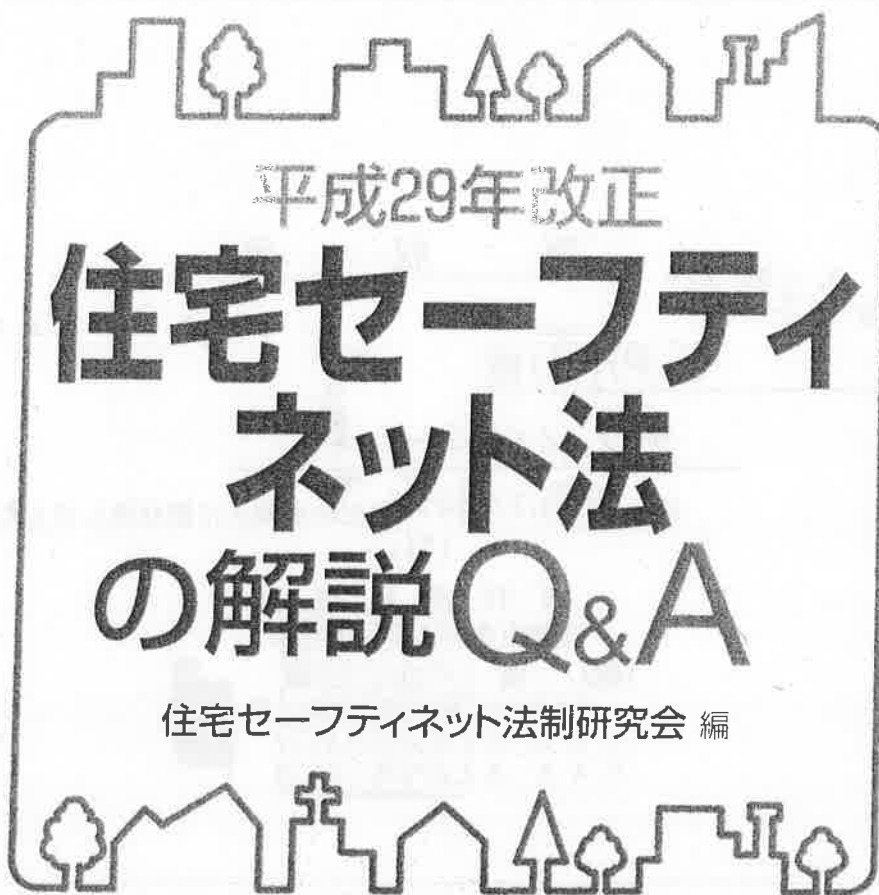
29年11月16日

上記のとおり領収いたしました。

ご注意

本証に取扱者印のないときは当社はその責を負いません。  
本証に関するご照会にはすべて取扱者と領収証番号をご記入ください。

取扱者	印	領番 収証号	011051
西支社			



平成29年改正

# 住宅セーフティ ネット法 の解説Q&A

住宅セーフティネット法制研究会 編

高齢者、低額所得者、子育て世帯…  
安心して暮らせる  
住宅を確保するために、  
新たな制度スタート！

平成29年4月

住宅確保要配慮者に対する  
賃貸住宅の供給の促進に関する法律

(通称：住宅セーフティネット法)

大改正！

現行12条→64条に!!



ぎょうせい

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
⑥、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 書

高知市議会 公明党様 平成 29 年 12 月 15 日

¥ 1,404 -

但し地方自治法上の金額正に領収致しました  
(はい)

新刊書籍雑誌  
高知市本町4丁目1番46号  
(株) 富士書房  
代表取締役 五藤 栄三郎  
TEL 873-357  
FAX 872-214



規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名： 高知市議会公明党

活動内容等	期間又は月日	10月1日(日) ~ 12月31日(日)	
	支出先	読売センター高知中央 ほか	
	目的・内容・結果等	政務活動のために必要な新聞購読費	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	読売新聞ほか新聞購読費	65,166
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		13	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は, 別紙に整理し添付してください。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名：高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
⑥資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

10 / 26

 領 収 書

区域011 全戸0046 お問合せNo10604

お名前 市議会 公明党 様

本町5-1-45  
市議会市役所本庁  
29年 10月分 振替

銘	柄	部数	金額	◇左記の通り領収しました
1	読売新聞 消費税込	1	3,093	
2				
3				
合 計			3,093円	

領収日 29年10月26日

購読料は預金口座引落しやクレジットカード払いをご利用下さい

読売センター高知中央 Tel.088-883-2821  
高知市桜井町1-4-37



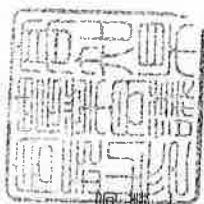
領 收 書 添 付 用 紙

会派名：高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

10 / 25

平成29年10月25日



全国農業新聞高知県支局  
 取扱者：(一社)高知県農業会議  
 会長 林 幸

領 收 書

高知市議会公明党 様

ご請求金額 2,100 円

(ご請求内容)

全国農業新聞購読料

ご請求期間				
部数	月数	単価	合計金額	
1	3	700	2,100	
平成 29 年 7 月 ~ 平成 29 年 9 月				

備考

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0 1 6 6 0	8	通常払込 料金加入 者負担
	1 7 9 9		
加入者名	(一社)高知県農業会議		
金額	千	百	十
	2	1	00
ご依頼人	高知市議会公明党 代表者 山根堂宏 様		
料金	日 附 印 29-10-25 高知県庁内 郵便局		
備考	(64217) N94250013		

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

### 請求書

〒 780-0870  
 高知県高知市  
 本町五丁目1番45号  
 高知市議会公明党  
 山根 堂宏  
 201-0-022

390074094

様

平成29年10月05日

伝票No. S1709203900049

〒 780-0850  
 高知県高知市  
 丸ノ内1-7-52  
 県庁西庁舎内  
 (一社)高知県農業会議  
 会長 林 幸



全国農業新聞購読料 未納額分及び 平成29年07月 ~ 平成29年09月 分購読料を

下記の通り御請求申し上げます。

請求総額 金 2,100 円也

未納額(円)	当期請求額(円)	請求総額(円)
0	2,100	2,100

(当期購読料請求額明細)

品名	年月	部数	単価	金額	備考
全国農業新聞購読料	H29年07月	1	700	700	
	H29年08月	1	700	700	
	H29年09月	1	700	700	

#### 備考

お振込先  
 高知県信用農業協同組合連合会本所 (普) 0362759 名義：(一社)高知県農業会議  
 四国銀行県庁支店 (普) 0381030 名義：(一社)高知県農業会議

領 収 書 添 付 用 紙

会派名：高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

10 / 31

No113 - 33		領 収 証		29年10月31日	
<b>高知市議会 公明党</b> 様					
ご購読紙	部数	日数	金額		
高知新聞 デイリースポーツ	1		3,877		
29 年 10 月分		ご購読料		3,877 円	
<b>配達員を募集中です。お気軽にご連絡ください。</b>					
取人印 	〒780-0870 高知市本町3丁目2-15				
(株)高新販売オリコミ社本町販売所					
電話 871-3224 FAX 871-3225					
<small>ご購読いただきありがとうございます。上記金額領収しました。</small>					

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

10 / 27

領収証

No. 00000080

2017年10月27日

高知市議会公明党

様

金額

¥3,093-

内

消費税等

但 平成29年10月分購読料金として

上記正に領収いたしました

現金			

780-0052 高知県高知市大川筋2丁目3-16

ASA高知中央 代表 藤井 正人

TEL 823-2622 FAX 823-2621



領 收 書 添 付 用 紙

会派名：高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

10 / 27

— 毎日新聞 — 日本経済新聞 —

領 収 証

市議会 公明党様

¥ 8,860 -

新聞名	部数	単 価
毎日新聞	1	3,093
日本経済新聞	1	3,670
日経流通新聞	1	2,097

2017 年 10 月分

17 10 - 27

高知県下折込取次

株式会社 堀新聞

高知市北本町1丁目4番25号

TEL (822) 822-4118

担当者

20-01003



領 収 書 添 付 用 紙

会派名：高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

11 / 30

No. 113-33      領 収 証      29年11月30日

**高知市議会 公明党** 様

ご購読紙	部数	日数	金 額
高知新聞 デイリースポーツ	1		3,877

29 年 11 月分      ご購読料      3,877円

**配達員を募集中です。お気軽にご連絡ください。**

〒780-0870 高知市本町3丁目2-15  
 (株)高知販売オリコミ社本町販売所  
 電話 871-3224 FAX 871-3225

ご振替いただきありがとうございます。上記金額領収しました。



領 収 書 添 付 用 紙

会派名：高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
⑥資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	⑨事務諸費	

11 / 27

領 収 書

区域011 全戸0046 お問合せNo10604

お名前 市議会 公明党 様

本町5-1-45

市議会市役所本庁  
29年 11月分 振替

銘	柄	部数	金額	
1	読売新聞 消費税込	1	3,093	◇左記の通り領収しました
2				
3				
合 計			3,093 円	領収日 29年 11月 27日

購読料は預金口座引落しやクレジットカード払いをご利用下さい

読売センター高知中央 Tel.088-883-2821  
高知市桜井町1-4-37



会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

11 / 27

# 領収証

No. 00000080

2017年11月27日

高知市議会公明党

様

金額

¥3,093-

内

消費税等

現金			

但 平成29年11月分購読料金として

上記正に領収いたしました



780-0052 高知県高知市大川筋2丁目3-16

ASA高知中央 代表 藤井 正人

TEL 823-2622 FAX 823-2621



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

11 / 27

— 每日新聞 — 日本経済新聞 —

領 収 証

市議会 公明党様

¥ 9, 190 -

新聞名	部数	単 価
毎日新聞	1	3,093
日本経済新聞	1	4,000
日経流通新聞	1	2,097

2017 年 11 月分

17 11 27

高知県下折込取次

株式会社 **堀新聞**  
 高知市北本町1丁目4番25号  
 TEL (822) 4948  
 担当者  
 20-01003

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研 修 費	3、要請・陳情活動費	4、会 議 費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人 件 費	9、事務諸費	

12 / 26

 領 収 書

区域011 全戸0046 お問合せNo10604

お名前 市議会 公明党 様

本町5-1-45

市議会市役所本庁  
29年 12月分 振替

銘	柄	部 数	金 額
1	読売新聞 消費税込	1	3,093
2			
3			
合 計			3,093 円

◇左記の通り領収しました

領収日29年12月26日

購読料は預金口座引落しやクレジットカード払いをご利用下さい

読売センター高知中央  
高知市桜井町1-4-37

Tel.088-883-2821



会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研 修 費	3、要請・陳情活動費	4、会 議 費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人 件 費	9、事務諸費	

12 / 27

領収証

No. 00000080

2017年12月27日

高知市議会公明党

様

金額

¥3,093-

内

消費税等

但 平成29年12月分購読料金として

上記正に領収いたしました

現金			



780-0052 高知県高知市大川筋 2 丁目3-16

ASA高知中央 代表 藤井 正人

TEL 823-2622 FAX 823-2621



会派名：高知市議会公明党

費目名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

12 / 27

毎日新聞 ————— 日本経済新聞

領 収 証

市議会 公明党様

¥ 9, 190 -

2017 年 12 月分  
17 12 27

高知県下折込取次

株式会社 **堀新聞**  
高知市北本町1丁目4番25号  
TEL (822) 4948  
担当者  
20-01003

新聞名	部数	単価
毎日新聞	1	3,093
日本経済新聞	1	4,000
日経流通新聞	1	2,097

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名： 高知市議会公明党

活動内容等	期間又は月日	10月 1日(日) ~ 12月31日(日)	
	支出先	川北印刷(株)	
	目的・内容・結果等	政務活動・議会活動および市の政策について 住民に報告し、周知するために必要な経費	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費	公明こうち作成費等	125,508
	人件費		
	事務諸費		
		合計	125,508
		領収証書及び支払証明書添付枚数 <u> 2 </u> 枚	
備考			

※ 枠内に収まらない場合は, 別紙に整理し添付してください。



領 収 書 添 付 用 紙

会派名：高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	⑦ 広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

12 / 14

領 収 証

NO. 003963

高知市議会公明党 様

金額						円		
		7	1	2	4	2	2	3

ただし 市議会ニース公明にうち第39号



平成29年12月18日 上記の金額正に領収致しました。

領 収 内 訳	現 金	0
	小 切 手	
	手 形	
	相 殺	
	値 引	
消費税	%	

取扱者印

**KAWAKITA**  
川北印刷株式会社

●本社・工場  
〒783-0004 高知県高知市心字町1-25-10  
TEL:088-863-3111 FAX:088-863-1980

●東京営業所  
〒104-0041 東京都中央区新富1-17-210  
TEL:03-6280-4880 FAX:03-5560-2010

●複写でないもの、取扱者印のないものは無効とさせていただきます。

# 公明こうち

## 市議会ニュース

発行所／高知市議会公明党  
 住所／〒780-0870  
 高知市本町4丁目1番24号  
 TEL:088-823-9403  
 FAX:088-871-2485

2017年(平成29年)11月1日 第39号  
 高知市議会  公明党

会派名：高知市議会公明党

収書添付用紙

費目名	
1、調査研究費	2、研修費
3、要請・原簿活動費	4、会議費
5、資料作成費	6、資料購入費
7、広報広聴費	8、人件費
9、事務諸費	

### 第461回 高知市議会 定例会

## 安心のまちづくり・市民の生活を守る質問を展開



にしもり みわ 議員  
西森 美和 議員

西森美和議員は、以下の通り質問しました。

- ◆学校施設のエアコンの整備  
 昨今の気温の上昇から、小中学校の空調整備が求められています。8月に行われた「こうち志（こうち志）」議会では、城北中学校から選出された議員から、生徒総会の総意を受けての説得力ある提案がなされました。そのバトンを受けて、具体的な手法について提案しました。全国的に財源がネックになっている中、民間の資金や技術を活用して行う「PFI手法」ならば、以下のメリットがあります。（松山市例）  
 ①コストの削減（約18%の削減効果）  
 ②工期の短縮（約10年→2年間で完了）  
 ③既存の空調も一括管理（迅速な保守対応）  
 ④地元企業の参画が容易（四国電力と四国ガスが連合を組み、地元企業を含む10社が参画）  
 ⑤職員の事務作業の軽減
- 岡崎市長からは、全国の設置率41・7%に比べ21・6%と低い本市の状況を踏まえつつ「PFI方式導入の可能性も含めて幅広く協議・検討を重ねていく」との答弁がありました。
- ◆一ツ橋・三園町の浸水対策  
 98豪雨の直後、排水機場が設置されたものの慢性的な浸水被害に悩まされているこの地域のポンプの増強については、浸水実態の現地調査や住民の皆様との意見交換などを、丁寧に重ねながら事業内容を決定するよう強く求めました。行政からは、排水計画を所管する上下水道局と、排水機場を管理する都市建設部が連携して住民の皆様のご意見をお聞きしながら、浸水解消にむけて検討を進める旨の答弁を得ました。



やまね たかひろ 議員  
山根 堂宏 議員

山根堂宏議員は、一問一答方式で質問しました。（質問内容は以下の通り）

- ◆市長の政治姿勢について  
 高知市が今議会で連携中核都市宣言を表明したことをうけて、全国モデルとなる事業構想、また、県の支援事業などどのようにさびわけるのかを伺いました。市長は、県は垂直的な助言や支援、連携中核都市圏の事業では市町村間で水平的な事業実施となるとの答弁があり、プログラムの実行の立て分けを提言しました。
- ◆台風接近や集中豪雨時のこみ収集に関して  
 防災対策部長には、排出されたこみの強風による飛散や豪雨による側溝・河川への流出など設置した災害対策本部での二次災害防止策や今後の対応について伺いました。さらに、環境部長には、大雨・洪水・強風等の警報が発令される非常な悪天候時の「こみの出し控えについて」市民への協力のお願ひなどの対策を提言しました。
- ◆文化財の保護について  
 本市の管理する埋蔵文化財と民俗文化財について、収集作業、保管管理、分類整理、展示や利活用の現状、課題や今後の構想を伺い、事業推進のPTの立ち上げを提言しました。
- ◆選挙行政について  
 選挙行政で、①主権者教育に関して、②期日前投票に関して、③選挙運動用ビラの頒布解禁（平成31年3月1日施行）に関しての3項目について質問しました。そして、ビラ作成費については次回の市議会議員選挙から、公費負担を条例改正で定めることが示されました。



いとう ひろゆき 議員  
伊藤 弘幸 議員

伊藤弘幸議員は、総括方式で質問をしました。

- ◆局地的豪雨対策について  
 局地的豪雨災害に対する市の職員の対応や地元消防団・自主防災組織との連携をどのように図っていくのか質問をしました。
- 市長からは、「住民の皆様が豪雨に関する気象情報を適切に入手、活用して、早めに避難していたらできるように周知を図っていく。また国県等の関係機関と連携を強化して、適切なタイミングで避難情報を発信し早期避難につなげていきたい。その上で避難情報を入手できない方々や、ご自身の避難行動が困難な方の避難については、地元関係者などと連携しながら、今後の避難行動要支援者対策の個別計画を策定する中で、きめ細かい仕組みづくりを行う」との答弁を得ました。
- ◆AED（自動体外式除細動器）設置について  
 ふれあいセンターやコミュニティセンターへのAED設置について、今年度の予算措置の状況や設置予定箇所、今後の設置計画を質問しました。
- 市長からは、「今年度については設置されていない9箇所のうち2箇所に設置する予定で、センターの利用人数や周辺のAED設置状況等も踏まえ、設置するセンターを決定し、早急に設置するとの答弁があり、今後については予算調整を行いながら、平成31年度をめどに全センターへのAED設置を目指し、設置後の講習会開催など普及啓発の取り組みを進めたい」との答弁を得ました。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	事務諸費	

ご 利 用 明 細 票

お取扱日	店 番	お取引内容
29-10-10	64217	通帳電信振替
記 号	番 号	
*****		
取扱番号	お取引金額	
N218	*2,571	
	残 高	
振替先 14470 34276211 (四四八 3427621)		
受取人名: ジー・エム・オー・デザイン・ロック (カ)		
依頼人名: AMALILI テラウチ ノリヨシ		
今月のゆうちょ口座間の送金料金の優遇回数は残り 2回です		
ご利用いただきましてありがとうございました。		
—— ゆうちょ銀行 ——		

ホ-ム ペ-ジ 年 間 管 理 料

$$2,571 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 1,285 \text{ 円}$$

CM放送中・FX取引高 世界第1位・GMOクリック証券 NEW 新ドメイン「.shop」登録はこちら  
 低価格・高性能・高速なレンタルサーバーサービス

**CORESERVER.JP**

[ユーザー登録](#) [ログイン](#)

おかげさまで20周年  
 全てのドメインを  
**ライブチャット**での質問受付開始  
 受付 9:30~17:30(平日) [こちらからどうぞ](#)

HOME **料金・プラン** 機能・仕様 ご利用手順 よくある質問 サポート

その他のサービス

[コアサーバー トップ](#) [料金・プラン](#)

ドメイン総合サービス  
**value-domain** .GMO

独自IPアドレス 追加利用可  
 期間限定割引キャンペーン実施中

独自IPアドレス  
 max(最大)100個まで  
 月額5K(5アプリ)

料金・プラン

CORESERVER.JP (コアサーバー) はPHP + MySQLの快適性を重視した、大容量の次世代レンタルサーバーサービスです。

XREA+の仕様を基本に、より高性能なサーバーと高速な回線に、より豊富なリソース配分を加え、より少ない定員数で安定性を高めた上位互換サービスです。VALUE-DOMAINとの連携でドメインの運用を自由に行えます。

※ ( ) 内は税込み価格です

	CORE-MINI	CORE-A	CORE-B	CORE-C
初期費用	477円 (515円) <b>無料</b>	953円 (1,029円) <b>無料</b>	1,905円 (2,057円) <b>無料</b>	4,762円 (5,142円) <b>無料</b>
1ヶ月	381円 (411円)	477円 (515円)	943円 (1,018円)	3,800円 (4,104円)
3ヶ月	1,048円 (1,131円)	1,334円 (1,440円)	2,752円 (2,972円)	10,381円 (11,211円)
6ヶ月	1,905円 (2,057円)	2,571円 (2,777円)	5,514円 (5,955円)	20,857円 (22,525円)
12ヶ月	2,381円 (2,571円)	4,762円 (5,142円)	9,428円 (10,182円)	38,000円 (41,040円)
月額 (12ヶ月の場合)	198円 (213円)	397円 (428円)	785円 (848円)	3,167円 (3,420円)
お試し期間	7日間			
ご利用登録	<b>CORE-MINI</b> を利用する	<b>CORE-A</b> を利用する	<b>CORE-B</b> を利用する	<b>CORE-C</b> を利用する
	容量・転送量			
ディスク容量	60GB	120GB	240GB	500GB
転送量目安 (月) <sup>※1</sup>	100GB	250GB	500GB	1000GB
許容負荷率 <sup>※2</sup>	125%	250%	1000%	4000%
	基本機能			
コントロールパネル	○	○	○	○
ファイルマネージャ	○	○	○	○
CRONジョブ	○	○	○	○
MySQL	10	無制限*	無制限*	無制限*
PostgreSQL	10	無制限*	無制限*	無制限*
SQLite2/3	○	○	○	○
	ドメイン機能			
マルチドメイン	マルチ/サブドメイン 合わせて50	無制限*	無制限*	無制限*
サブドメイン		無制限*	無制限*	無制限*
カスタムマッピング	○	○	○	○
URL転送	○	○	○	○
共有SSL	○	○	○	○
割引中!	1,429円 (1,543円) 477円 (515円)	1,429円 (1,543円) 381円 (411円)	1,429円 (1,543円) 286円 (308円)	477円 (515円) 191円 (206円)
<b>独自IP/SSL (1ヶ月)</b>	<b>1ヶ月間無料</b>			

**CORE-MI**

NIを使う  
容量 50  
GB

特徴  
安く抑えて  
たっぷり使  
えるプラ  
ン、シンプル

容量 12 GB

国内サービス

複数サイト  
運用やW機能  
dPressを  
使いたいです

容量 24 GB

海外サービス

ライブチャット  
画像や動画  
仕様を多く公開  
したい方に  
最適のコア

**CORE-C**

容量 50 GB

0 GB

ディスク容量  
500GB  
の最上級  
プラン、大相

## 料金比較表

	CORE-MINI	CORE-A <small>おすすめ</small>	CORE-B <small>法人おすすめ</small>	CORE-C
初期費用	無料	無料	無料	無料
1ヶ月契約	381円	477円	943円	3,800円
3ヶ月契約	1,048円	1,334円	2,752円	10,381円
6ヶ月契約	1,905円	2,571円	5,514円	20,857円
12ヶ月契約	2,381円	4,762円	9,428円	38,000円

※ 価格は税抜き表示です。

### 月額料金

寺内のりよし 高知市議会議員

寺内のりよし 高知市議会議員 寺内憲資 動画サイトへようこそ。

Home SiteMap 寺内ブログ Contact Us

トップ	プロフィール	政策	政治信条	実績	議会質問(動画)	連絡先
-----	--------	----	------	----	----------	-----

寺内のりよし(高知市議会議員)

高知市議会議員 寺内憲資 動画サイトへようこそ。

第461回市議会定例会 (平成29年9月21日)

第461回高知市議会定例会 個人質問 寺内のりよし



- 1、下水道使用料改定について
- 2、高知市生活排水処理構想の見直し
  - (1) 浄化槽行政について
- 3、新しい地域支援事業について
  - (1) 介護予防・日常生活支援総合事業
  - (2) 生活支援体制整備事業
- 4、新庁舎建設工事について

個人質問 (年度別)

- 平成29年 高知市議会
- 平成28年 高知市議会
- 平成27年 高知市議会
- 平成26年 高知市議会
- 平成25年 高知市議会
- 平成24年 高知市議会
- 平成23年 高知市議会
- 平成22年 高知市議会
- 平成21年 高知市議会



高知市議会議員  
寺内のりよし

第460回市議会定例会 (平成29年6月21日)

第460回高知市議会定例会 個人質問 寺内のりよし



- 生活排水処理構想の見直しについて
- 就学援助について
- 歩きたばこ等の防止に関する条例について
- 浄化槽の補助金について

平成29年 高知市議会

- 第461回市議会定例会 (平成29年9月21日)
- 第460回市議会定例会 (平成29年6月21日)

平成28年 高知市議会

- 第459回市議会定例会 (平成29年3月16日)
- 第458回市議会定例会 (平成28年12月16日)
- 第457回市議会定例会 (平成28年9月16日)

- 第456回市議会定例会 (平成28年6月15日)

- 第455回市議会定例会 (平成28年3月11日)

平成27年 高知市議会

- 第453回市議会定例会 (平成27年12月17日)

- 第452回市議会定例会 (平成27年9月24日)

- 第450回市議会定例会 (平成27年6月26日)

- 第448回市議会定例会 (平成27年3月12日)

平成26年 高知市議会

第459回市議会定例会 (平成29年3月16日)

第459回高知市議会定例会 個人質問 寺内のりよし



1. 技能労務職と民間との給与格差
2. 産業振興策について
3. 船員に対する住民税の減免について
4. デマンドタクシーについて
5. 給付金事務費について
6. 消防行政について
7. 卸売市場事業について
8. 旧御登瀬小学校の利活用について
9. 潮江地区の拠点施設整備について

- 10. 防災事業について
- 11. 設置トイレの改修について

**第458回市議会定例会 (平成28年12月16日)**

第458回高知市議会定例会 個人質問 寺内のりよし



1. 救急車の適正利用について
  - (1) 転院搬送
  - (2) 患者等搬送事業
2. 上下水道事業について
  - (1) 上下水道料金の値上げ等
3. 提案型公共サービス民営化制度
4. 桂浜観光振興について
  - (1) キャンピングカーの受け入れ
  - (2) 日本遺産の認定

**第457回市議会定例会 (平成28年9月16日)**

第457回高知市議会定例会 個人質問 寺内のりよし



1. 防災対策について
  - (1) 長期浸水対策事業
2. 公務中の交通事故について
3. 開発許可行政について

**第456回市議会定例会 (平成28年6月15日)**

第456回高知市議会定例会 個人質問 寺内のりよし



- 住宅耐震改修の促進について
- ・個別訪問の成果
  - ・低コスト工法の周知
  - ・県の新設事業の活用
- 空き家の利活用について
- ・マイホーム借上げ制度
- 高知市指定管理者審査委員会条例の一部を改正する条例議案

**第455回市議会定例会 (平成28年3月11日)**

第455回高知市議会定例会 代表質問 寺内のりよし

1. 商品券と旅行券の経済効果について
2. 新年度政府予算と本市の取り組みについて
3. 財政について
4. 人事制度改革について
5. 職員研修について
6. 高知市次期清掃工場整備基金条例制定議案等
7. 船員に対する減税について

第447回市議会定例会 (平成26年12月15日)

第446回市議会定例会 (平成26年9月12日)

第444回市議会定例会 (平成26年6月18日)

第442回市議会定例会 (平成26年3月18日)

平成25年 高知市議会

第441回市議会定例会 (平成25年12月16日)

第439回市議会定例会 (平成25年9月19日)

第438回市議会定例会 (平成25年6月19日)

平成24年 高知市議会

第436回市議会定例会 (平成24年12月14日)

第435回市議会定例会 (平成24年9月20日)

第434回市議会定例会 (平成24年6月19日)

平成23年 高知市議会

第430回市議会定例会 (平成23年12月21日)

第429回市議会定例会 (平成23年9月14日)

第428回市議会定例会 (平成23年6月23日)

第425回市議会定例会 (平成23年3月16日)

平成22年 高知市議会

第424回市議会定例会 (平成22年12月10日)

第421回市議会定例会 (平成22年6月16日)

平成21年 高知市議会

第416回市議会定例会 (平成21年9月16日)

サイト内検索

キーワードで検索できます。

検索



- 8.地域福祉計画の推進について
- 9.無縁墓地和墓地理葬法について
- 10.動物愛護について
- 11.魚場の保全について
- 12.高知県漁協浦戸支所の解体について
- 13.路面下空洞調査事業について
- 14.個別業務継続計画について
- 15.自由民権記念館の活用について
- 16.消防行政について

### 第453回市議会定例会 (平成27年12月17日)

第453回高知市議会定例会 個人質問 寺内のりよし



- 新しい総合事業への移行について
- 公益法人桂浜水族館について
- 旧御豊瀬小学校の活用について
- 市の空き家対応について
- 中学校給食センターの入札方法について

### 第452回市議会定例会 (平成27年9月24日)

第452回高知市議会定例会 個人質問 寺内のりよし



- 卸売市場について
- 市第125号卸売市場事業特別会計補正予算関連
- マイナンバー制度について
- 行政情報システム整備
- 被災者支援システムの活用
- 高知港を活用したインバウンド観光について
- 高知新港整備について

### 第450回市議会定例会 (平成27年6月26日)

第450回高知市議会定例会 個人質問 寺内のりよし



- 1 新図書館等複合施設について
- 2 公共施設マネジメント計画について
- 3 市民に対する職員応対について
- 4 公立保育園・幼稚園への安否確認システム導入
- 5 孤独死について
- 6 統合後の高知南中学校・高等学校の活用
- 7 耐震診断、耐震工事について
- 8 非常用電源切替装置について
- 9 桂浜観光について

### 第448回市議会定例会 (平成27年3月12日)



## 第448回高知市議会定例会 代表質問 寺内のりよし



- 1 市長の政治姿勢について
- 2 新年度予算について
- 3 新庁舎建設について
- 4 人事制度改革について
- 5 高知市公共調達条例について
- 6 商工振興策について
- 7 福祉施策について
  - (1) 生活困窮者自立支援法
  - (2) 介護保険事業
  - (3) 医療制度
  - (4) 障がい者手帳

- 8 汚水対策について
- 9 防災対策、危機管理体制について
- 10 公園の遊具について

## 第447回市議会定例会 (平成26年12月15日)

## 第447回高知市議会定例会 個人質問 寺内のりよし



- 1 防災対策について
  - (1) 洪水・土砂災害への対応
  - (2) 避難勧告の見直し
  - (3) 収容避難場所について
  - (4) 津波避難ビルについて
- 2 防災産業の育成について
  - (1) 学校・保育園における安否確認
  - (2) 職員の安否確認及び参集システム
- 3 市第183号議案  
平成26年度高知市水道事業会計補正予算

## 第446回市議会定例会(平成26年9月12日)

## 第446回高知市議会定例会 個人質問 寺内のりよし



1. 介護保険見直しと地域包括ケアについて
2. 地域包括支援センター機能強化について
3. 業務継続計画ガイドライン策定事業
4. 台風12号への対応について
5. 罹災証明書の発行について

## 第444回市議会定例会(平成26年6月18日)

## 第444回高知市議会定例会 個人質問 寺内のりよし

1. 商工振興について  
防災産業の育成
2. 民間企業支援について  
地域人づくり事業  
起業支援型雇用創造事業  
(発達障害者就労支援センター事業)
3. 保育・幼稚園行政について
4. 山の遊歩道整備について



### 第442回市議会定例会(平成26年3月18日)

第442回高知市議会定例会 個人質問 寺内のりよし



1. 人事制度について  
人事考課制度、目標管理制度等
2. 公園施設長寿命化整備事業について

[Page Top](#) [Home](#)

Copyright © 寺内のりよし 高知市議会議員. All rights reserved.

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼  
政務活動費支出明細書

会派名： 高知市議会公明党

活動内容等	期間又は月日	10月1日(日) ~ 12月31日(日)	
	支出先	リコーリース(株) ほか	
	目的・内容・結果等	政務活動に必要なコピー機リース代 および パフォーマンスチャージ代・デジタル利用料 ケーブル代・NHK受信料 ほか	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費	コピー機リース代 ほか	102,907
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 11 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

10/4

発行日 2017年10月06日  
 領収証番号 0000001058  
 リコーリース株式会社  
 東京都江東区東雲1-7-12

領 収 証

毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。  
 下記金額を正に領収させていただきますこと、お知らせ申し上げます。

領 収 日	2017年10月4日
領 収 額	20,304円

印紙税申告納付につき江東西税務署承認済

お支払方法	口座振替
振替口座	四国銀行 高知市役所支店 普通 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 コウチシキ"カイ コウメイトウ

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「\*\*\*」と表示しています。

領 収 明 細 書

契 約 番 号	請 求 期 間	回 数	金 額	消費税等
A062564836-000	17.10.1~17.10.31	7	18800	1504

紙きは裏面をご覧ください。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

10 / 20

領収証No 351519

20 17 年 10 月 20 日

印紙税申告納  
付につき大森  
税務署承認済

## 領 収 証

下記の通り正に領収致しました。

(お客様)

高知市議会 公明党 殿

金 額	十億	百万	千	円	内消費税等
			¥12355		円

但し、8日51パーマスタージ代

※ (1)現金 (2)小切手 (3)振込 (4)自振 (5)手形 枚 (9)相殺

株リ  
社ニ

# リコージャパン株式会社

扱 者 XXXXXXXXXX 課所名 \_\_\_\_\_

※ 金額の先頭に¥が無いもの社印及び扱者の無いもの、金額を訂正したもの、複写でないものは無効と致します。

# ご請求書

(兼 振替予定金額のお知らせ)

# RICOH

〒:0001/0001

780-0870  
高知市本町4丁目1-24 高知電気ビル第2別館 5F

高知市議会  
公明様

発行日2017年09月29日 請求No. 17099844363

リコージャパン株式会社  
お問合わせ 高知支社 高知第一営業所  
高知市北久保1-2番3号

TEL:088-882-2201 6020534 60290054

\*電話番号のお掛け間違いにご注意ください



930AKB1030264# 030264 0001/0001

お客様コード (60210004173)

下記の通りご請求申し上げます。

2017年09月30日締分 振替口座は右記の通りです。

今回ご請求金額(税込) **12,355 円**

2017年10月20日に上記金額を振替させていただきます。

【お取引明細】

月日	商品名	伝票No.	数量	単価	お買上金額	消費税金額
09.10	MPC3004 パフォーマンス	834401			11,440	915
	お買上金額 合計	08/マイシメ (税込)	12,355		11,440	915

【お知らせ】

ご請求書に関するお問い合わせは、業務グループ(電話)06-6339-9069までお願い致します。

### サービス料金計算明細

<伝票No. 834401 >  
・トナー込み契約です。

設置先名：公明党  
MPC3004  
機番：636138

モノカラー総出力  
フルカラー総出力 ①  
フルカラーコピー (①-②)  
フルカラープリント ②

今回検針内容	前回検針内容	ご使用カウント
8月31日	7月31日	
7,271 カウント	6,408 カウント	863 カウント
2,775 カウント	2,164 カウント	611 カウント
1,819 カウント	1,530 カウント	289 カウント
956 カウント	634 カウント	322 カウント

パフォーマンスチャージ  
モノカラー総出力  
控除 1%の控除カウント  
請求カウント  
1 - 2000 /月  
フルカラーコピー  
控除 1%の控除カウント  
請求カウント  
1 - 1000 /月  
フルカラープリント  
控除 1%の控除カウント  
請求カウント  
1 - 1000 /月  
消費税等  
合計(税込み)

単価/金額	カウント/月/率	内訳金額
	863カウント	
	9カウント	
2,9円	854カウント	2,476円
	854カウント	
16.0円	289カウント	4,576円
	3カウント	
	286カウント	
	286カウント	
	322カウント	
	4カウント	
13.8円	318カウント	4,388円
11,440円	318カウント	915円
	8%	12,355円

費目名	
1、調査研究費	
2、研修費	
3、要請・陳情活動費	
4、会議費	
5、資料作成費	
6、資料購入費	
7、広報広聴費	
8、人件費	
9、事務諸費	

領 収 書 添 付 用 紙

会派名：高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

10 / 26

口座振替のお知らせ

10 月 18 日発行

お客様番号	██████████
金融機関名	四国銀行
取引店名	高知市役所支店
口座番号	普通 ██████████

※お問い合わせの際は、上記のお客様番号をお知らせください。

今回請求のお知らせ(消費税及び地方消費税を含む)


項 目	期 間	金 額
デジタル利用料	2017/11 ~ 2017/11	1728
合計金額		1,728 円
振 替 日	2017 年 10 月 26 日	

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

10 / 26


 放送受信料領収証

高知市議会公明党 様  
 お客様番号 XXXXXXXXXX 振替日 平成29年10月26日

領 収 金 額 (消費税を含みます) 2,520 円	お支払期間 平成29年10月 ~ 平成29年11月
	件数 地上契約 1


取扱金融機関 XXXXXXXXXX 次回振替予定日 平成29年12月26日  
 □口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください

上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。

 日本放送協会

NHKホームページ

パソコン <http://nhk.jp>  
 携 帯 メニュー ▶ TV ▶ NHK .....▶



お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。)

受信料関係のお問い合わせ 0570-077-077  
 転居等のお届け(フリーダイヤル) 0120-151515  
 放送番組についてのご照会 088-823-2305

転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。  
<http://nhk.jp/jushinryo> (24時間いつでも簡単に手続きできます。)

IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、  
 050-3786-5003をご利用ください。

受信料のお支払いありがとうございました。



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	⑨、事務諸費	

11 / 6

高知市議会 公明党 御中

領 収 証

毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。  
下記金額を正に領収させていただきますこと、お知らせ申し上げます。

発行日 2017年11月08日

領収証番号 0000001081



リコーリース株式会社

東京都江東区東雲1-7-12

領 収 口	2017年11月 6日
領 収 額	20,304 円

印紙税申告納付につき江東西税務署承認済

お支払方法	口座振替	
振替口座	四国銀行 高知市役所支店	口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。
	普通	コウチシキ「カイ コウメイトウ

領収明細書

契約番号	請求期間	回数	金額	消費税等
A062564836-000	17.11.1~17.11.30	8	18800	1504

続きは裏面をご覧ください。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

11 / 20

印紙税申告納  
付につき大森  
税務署承認済

領収証No 351746

領 収 証

20 17 年 11 月 20 日

下記の通り正に領収致しました。

(お客様)

高知市議会 公明党 殿

金額	十億	百万	千	円
			7	10,000

内消費税等 円

但し、9月分パフォーマンス代

※ 金額の先頭に¥が無いもの社印  
及び扱者の無いもの、金額を訂  
正したもの、複写でないものは  
無効と致します。

※ (1)現金 (2)小切手 (3)振込 (4)自振 (5)手形 枚 (9)相殺

リコージャパン株式会社

扱 者



課所名

6、資料購入費	1、調査研究費	7、広報広聴費	2、研修費	8、人件費	3、要請・陳情活動費	9、事務諸費	4、会議費	5、資料作成費
---------	---------	---------	-------	-------	------------	--------	-------	---------

## ご請求書

(兼 振替予定金額のお知らせ)

780-0870  
高知市本町4丁目1-24 高知電気ビル第  
2別館 5F

高知市議会  
公明様

# RICOH

〒:0001/0001

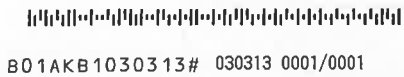
発行日2017年10月31日 請求No. 17100204857

**リコー** **ジャパン株式会社**

お問合わせ 高知支社 高知第一営業所  
高知市北久保12番3号

TEL:088-882-2201 6020534 60290054

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください



お客様コード XXXXXXXXXX (60210004173)

下記の通りご請求申し上げます。

2017年10月31日締分 振替口座は右記の通りです。

今回ご請求金額(税込) 10,803 円

2017年11月20日に上記金額を振替させていただきます。

【お取引明細】

月日	商品名	伝票No	数量	単価	お買上金額 [税抜]	消費税金額
10.10	MPC3004 パフォーマンスチャージ	818201	1		10,003	800
	お買上金額 合計		10,803)		10,003	800

【お知らせ】  
ご請求書に関するお問い合わせは、業務グループ(電話)06-6339-9069までお願い致します。

■サービス料金計算明細

<伝票No. 818201 >  
・トナー込み契約です。

設置先名：公明党 MPC3004 機番：636138	今回検針内容 9月30日	前回検針内容 8月31日	ご使用カウント	内訳金額
モノカラー総出力	8,583 カウント	7,271 カウント	1,312 カウント	
フルカラー総出力 ①	3,206 カウント	2,775 カウント	431 カウント	
フルカラーコピー (①-②)	1,985 カウント	1,819 カウント	166 カウント	
フルカラープリント ②	1,221 カウント	956 カウント	265 カウント	
パフォーマンスチャージ	単価/金額	カウント/月/率	内訳金額	
モノカラー総出力		1,312カント		
控除 1%の控除カウント		14カント		
請求カウント		1,298カント		
1 - 2000 /月	2.9円	1,298カント	3,764円	
フルカラーコピー		166カント		
控除 1%の控除カウント		2カント		
請求カウント		164カント		
1 - 1000 /月	16.0円	164カント	2,624円	
フルカラープリント		265カント		
控除 1%の控除カウント		3カント		
請求カウント		262カント		
1 - 1000 /月	13.8円	262カント	3,615円	
消費税等	10,003円	8%	800円	
合計(税込み)				10,803円

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

11 / 27

口座振替のお知らせ

11 月 16 日発行

お客様番号	██████████
金融機関名	四国銀行
取引店名	高知市役所支店
口座番号	普通 ██████████

※お問い合わせの際は、上記のお客様番号をお知らせください。

今回請求のお知らせ(消費税及び地方消費税を含む)

項 目	期 間	金 額
デジタル利用料	2017/12 ~ 2017/12	1728
合 計 金 額		1,728 円
振 替 日	2017 年 11 月 27 日	